

次期総合計画の素案 (主要な取組)

<目次>

柱1 人が育ち、共に支えあい、誰もが未来へ挑戦できる	2
1 ライフステージに応じた結婚・子育ての切れ目のない支援	2
2 教育の充実と若者の挑戦支援	6
3 ダイバーシティの推進と共生社会の実現	17
4 高齢者、障がいのある人への支援	26
5 困難を抱える人へのきめ細かな支援	30
6 健康づくりと医療提供体制の充実	36
柱2 産業と人材が育ち、経済の成長サイクルをつくる	42
7 先端・成長産業の発展とスタートアップの創出	42
8 中小企業の稼ぐ力と経営力の強化	46
9 農林水産業の稼ぐ力の強化と持続的成長の実現	50
10 地域と調和した観光産業の発展	55
11 産業人材の育成と雇用対策の充実	59
柱3 地域が結び付き、相互に発展する	66
12 社会基盤の整備と地域ネットワークの戦略的発展	66
13 地域活力の創出と地域共創のまちづくり	69
14 移住・定住の促進と地域コミュニティの醸成	73
柱4 安全・安心で、心豊かに暮らせるまちをつくる	76
15 脱炭素・循環型社会の構築と気候変動への適応	76
16 自然との共生と快適な環境の形成	79
17 防災・減災と県土強靱化	82
18 文化芸術の力によるウェルビーイングの向上	87
19 スポーツの力によるウェルビーイングの向上	91
20 安全で安心して暮らせる地域づくり	94

柱1 人が育ち、共に支えあい、誰もが未来へ挑戦できる

1 ライフステージに応じた結婚・子育ての切れ目のない支援

1. 基本的な方向性

出会いや結婚から、妊娠・出産、子育てまでを「連続したもの」と捉え、支援の空白をなくすことで、希望する人が安心して結婚し、こどもを産み育てることができる環境をつくります。

2. 主要な取組

(1) 出会い・結婚応援の推進

- ・「ふくこいコミュニティ」の拡大を通じたAIマッチング率の向上を目指します。さらに、より真剣な交際に発展しやすいI対Iマッチングなどの新たな取り組みにより、多様な出会いの機会を提供していきます。また、独身者の出会い・結婚を応援する企業・団体として県が登録する「出会い応援団体」の登録拡大を図り、地域全体で結婚を応援する気運の醸成を図ります。
- ・若い世代が結婚や子育てなどを早くから考える機会として、中高生を対象とした乳幼児とのふれあい体験や、大学生を対象としたライフプランセミナーを実施します。さらにライフデザインの考え方をさらに広げるため、世代別の啓発動画を制作し、SNSを通じた普及に取り組みます。
- ・人口移動や通勤状況などのデータ分析を踏まえ、市町村域を超えた少子化対策を提案、働きかけるなど、地域の状況に応じた市町村の取組を支援します。

(2) 安心して出産できる妊娠期から産前・産後期支援の充実

- ・思春期からの人々を対象に、「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取組」であるプレコンセプションケアを推進します。
- ・国の研究班と連携し、早発卵巣不全等により妊孕性の低下の可能性のある方への卵子凍結等に対する課題を検証するとともに、卵子凍結等に係る正しい知識の普及を図ります。
- ・保健福祉（環境）事務所やプレコンセプションケアセンターにおける不妊や不育症に関する医学的相談、心の悩みに関する相談を行うほか、不妊治療と仕事の両立に関する啓発を行います。
- ・医療保険適用外の高額な医療費が必要となる不妊症・不育症について、治療等に取り組む夫婦の経済的負担を軽減するため、一部費用の助成を行います。
- ・母子保健と児童福祉の両分野の機能を一体的に運営する「市町村のこども家庭センター」において、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、妊娠期から子育て期に

かかる虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない支援を実施します。

- ・ また、相談支援の充実に向けて、保健師等の専門職を対象とした研修を実施します。
- ・ 妊娠期から子育て期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります。
- ・ 妊娠の早期届出や妊婦健康診査の重要性について啓発するとともに、妊産婦に対する理解と配慮を促すことを目的とした啓発活動を推進します。
- ・ 市町村、医療機関等関係機関と連携し、支援が必要な妊産婦を妊娠初期から把握し、健康管理、産後うつ病予防を含めた育児等の不安の軽減、ハイリスク児の養育支援を行い、児童虐待の未然防止を図ります。
- ・ 市町村の産後ケア事業を支援することにより、産後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等を推進します。
- ・ 遠距離の産科医療機関等での妊婦健診や出産、不妊治療等を行う必要がある妊産婦の経済的負担を軽減するための支援の充実を図ります。
- ・ 周産期母子医療センターの運営や施設・設備の整備等に対する支援を行うとともに、リスクの高い妊婦の円滑な受入れを進めるために必要な体制を構築します。
- ・ 妊婦が身近な地域で安心して出産できるよう、通常分娩を取り扱う診療所の確保を図ります。
- ・ 地元の開業小児科医が小児の中核病院に出向いて診療する等、連携による医療提供体制の確保を図るとともに、小児救急医療電話相談事業（#8000）の周知や「福岡県小児救急医療ガイドブック」を活用した医療情報の提供を行います。
- ・ 妊婦が身近な地域で安心して出産できるよう、分娩を取り扱う医師、助産師、小児科医の確保を図ります。

（３）子育て・こどもの健やかな成長の支援

- ・ 市町村の対策状況を踏まえ、待機児童発生率等に応じて、重点的・効果的に多様な保育の受け皿整備・保育士確保を市町村に働きかけ、早期の待機児童解消を目指します。
- ・ 就労形態に関わりなく利用可能で、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の活用を支援します。また、多様な保育ニーズに対応するため、福岡県地域限定保育士試験の実施に加え福岡県保育士・保育所支援センターによる保育士の就職支援や保育人材からの相談対応を実施し保育士等を確保するとともに、幼児教育・保育従事者に対し、必要な知識や技術力を向上させるための研修実施等、人材育成を進めます。
- ・ 第3子以降の保育料を無償化し、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを推進します。
- ・ ベビーシッターを利用する子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、必要なときに安心して保育サービスを利用できる環境づくりを推進します。

- ・ 市町村が実施することも誰でも通園制度の円滑な実施を支援し、全てのこどもの育ちを支えるとともに、子育て家庭の孤立感や不安の軽減を図ります。
- ・ 延長保育、病児保育等の実施施設の拡大等、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ・ 市町村が実施する障がい児や医療的ケア児の保育に係る受入体制の構築等を支援します。
- ・ 私立幼稚園における医療的ケア児の受入体制構築を支援します。
- ・ 地域子育て支援拠点等の設置を促進し、地域の子育て応援体制づくりを進めます。
- ・ ふくおか・みんなで家族月間キャンペーンの実施や子育て応援パスポートの利用促進等により、子育て家庭を地域社会全体で応援する気運を高めます。
- ・ 子育て支援員やふくおか子育てマイスターを養成し、地域における子育て支援の人材育成を進めます。
- ・ 市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業等を支援し、妊産婦の不安の軽減等を図ります。
- ・ 市町村が行う放課後児童クラブの整備・運営の支援、待機児童解消に向けた既存の施設や居場所の活用、クラブと求職者とのマッチングによる人材確保に取り組むとともに、放課後児童支援員等のスキルアップのための研修などにより、クラブの質の向上を図ります。

（４）地域でこどもを育む環境づくりの推進

- ・ こどもの居場所の開設を希望する方や運営している方への相談支援を行うとともに、こどもや保護者が県内の居場所を Web で探すことができるよう、「こどもの居場所マップ」により情報発信を行います。
- ・ こども食堂同士や市町村、社会福祉協議会、企業等との関係づくりを行い、こども食堂の地域レベルのネットワーク化を促進するとともに、クラウドファンディングでのふるさと納税等を活用したこども食堂の支援に取り組みます。
- ・ 子育て世帯が安心して暮らせる住環境を確保できるよう、ライフステージや居住ニーズに応じた既存住宅のリノベーション等を支援します。
- ・ 子育て世帯への既存住宅の円滑な継承に向け、住宅取得や改修に係る負担軽減を図るとともに、既存住宅ストックの流通・活用を促進します。
- ・ 市町村や民間事業者と連携し、地域の活用可能な空き家の利活用を進めるとともに、子育て世帯が安心して住まいを確保できる環境づくりを推進します。
- ・ 県営住宅における新婚・子育て世帯の入居決定に際して優遇措置を実施します。
- ・ 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めるため、男性の育児休業取得を推進するとともに、積極的な育児参加を応援します。
- ・ 従業員の仕事と子育ての両立を支援する取組を実行する企業の拡大を図り、希望に応じて誰もが仕事と子育ての両立ができ、働き続けることができるよう、企業における人材確保及び多様な働き方が可能となる魅力的な職場環境づくりをさらに促進します。

- ・子育て中の方が職業訓練を受講しやすいよう、高等技術専門校での託児サービスの提供や、民間の教育機関等を活用した託児サービス付きの職業訓練やeラーニングを実施します。

(5) こどもの権利の保障

- ・「福岡県こどもまんなかポータルサイト」や SNS 等での発信や、学校や保育所等で活用できる研修動画を活用し、こどもが権利の主体であることの理解の促進を図ります。
- ・ポータルサイトやワークショップにおいて、こども施策に反映させるためのこどもの意見聴取を行います。

3. 数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R13年度)

2 教育の充実と若者の挑戦支援

1. 基本的な方向性

- ①変化の激しい社会を生き抜く子どもたちの力を育みます。
- ②若者が失敗を恐れず、自らの夢や目標に向かって挑戦できる環境を整えます。

2. 主要な取組

(1) 未来を拓く力を育む教育の推進

① 確かな学力の育成

ア) 子ども主体の学びの推進

検討中

イ) 探究的な学習の充実

- ・ 児童生徒が自ら課題を発見して情報を収集・整理・分析し、自ら考えを表現したり、他者との交流の中でよりよい課題解決につなげていく、社会で生かせる実践的な力や主体性を育む探究的な学習方法を推進します。

ウ) 個に応じたきめ細かな指導

- ・ 少人数指導や習熟度別指導など、個に応じたきめ細かな指導のための方法や体制の工夫改善を推進します。
- ・ スタディ・ログのデータ分析の活用など、ICT の効果的な活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実に図ります。

エ) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

- ・ 生涯に渡る人間形成の基礎となる幼児教育と小学校教育の連続性を確保し、円滑な接続を図るため、情報提供や、合同研修の実施促進の啓発など、幼児教育・保育の質の向上と小学校との連携の一体的推進を図ります。

オ) 地域学校協働活動事業における放課後の学習支援

- ・ 地域全体でこどもの成長を支える「地域学校協働活動」を進め、放課後等の学習支援を実施することで、学力の向上を目指します。

② イノベーションを担う人材育成

ア) 児童生徒の情報活用能力の育成

- ・ 小・中・高等学校の各段階を通じて情報活用能力の育成に向けた教育の推進を図ります。
- ・ メディア情報を批判的に考える思考力や判断力、批判的に考えて情報を発信する表現力といった情報リテラシーの力を育成します。
- ・ 情報を正しく安全に利用することなど情報モラル教育の充実に図ります。

イ)これまでの教育実践と先端技術を最適に融合した次世代の教育の推進

- ・ リモートやオンデマンド、スタディ・ログのデータ分析など、ICT の効果的な活用を進め、「個別最適な学び」と多様な意見を練り上げる「協働的な学び」の一層の充実を図ります。
- ・ 教科等の指導以外でも、教育相談、生徒指導、家庭及び関係機関との連携など様々な分野で ICT を活用し、効果的・効率的な教育活動を行います。
- ・ 校務 DX の推進により、教職員の業務負担の軽減による教育活動の時間の確保や、質の向上を図ります。
- ・ 生成 AI 等の利活用については、研修を行うとともに、国や県の研究事業による教育利用・校務利用について効果的な取組に関する情報を各学校に周知し、児童生徒の情報活用能力の育成や校務利用に資する効果的な利活用を推進します。

ウ)文理横断型、教科横断的な教育（STEAM 教育）の推進

- ・ 幅広い分野で新たな価値を創出する資質・能力をこどもにバランスよく身に付けることができるよう STEAM 教育等の教科等横断的な学習を推進します。
- ・ 県立学校においては、文理横断的な研究活動を通して、文系選択者を含むすべての生徒に理数的素養を育むとともに、「問いを立てる力」「課題発見力」を核とした、AI に代替されない力を備えた人材を育成します。

エ)次世代の科学技術を担う人材の育成

- ・ 科学技術に親しむコンテスト等の開催など、将来の科学技術を担う人材の育成に取り組めます。

オ)地域や産業界との連携

- ・ STEAM 教育等の教科等横断的な学びなど、地域や産業界と連携し外部人材の活用を積極的に図ります。

③ グローバル社会に対応する多文化共生教育の推進

ア)小・中・高等学校の各段階を通じた外国語教育の充実

- ・ 英語力の測定や、英語によるディベートやプレゼンテーション活動等を通して、コミュニケーション能力や英語力の向上を図ります。
- ・ 英語コミュニケーションに対する意欲の向上を図るための体験活動を推進します。
- ・ 英会話アプリを始めとした ICT の効果的な活用など、英語授業における指導方法の改善や充実を推進します。

イ)高等学校における外国語教育の充実

- ・ ネイティブ英語教員の配置や英語以外の教科におけるイマージョン教育の実施、ALT の効果的な活用等により、生徒の高度な英語力の育成を図ります。
- ・ 一人一人の理解度に合わせた言語活動を充実させるため、生成 AI を活用した新しい学習モデルを構築し、生徒の英語力向上を図ります。
- ・ 未来を担う高校生が海外に目を向ける契機となるよう、留学支援の充実に取り組み、

将来、世界で活躍する人材を育成します。

ウ) グローバル人材の育成

- ・ 友好提携地域や海外福岡県人会等との連携により、海外での学びや交流の機会を提供し、国際的な視野を持つ未来人材を育成します。
- ・ 国連ハビタットが有する国際協力活動に関する知見や開発途上国における国際協力のニーズを学ぶ機会を提供します。
- ・ 県内の小中学校、高等学校等へ講師を派遣し、世界の多様な生活習慣や歴史、文化、価値観等を学ぶ国際理解教育を実施します。
- ・ 国際的な視野を備え、世界を舞台に活躍する人材を育成するため、海外に派遣する等の各年代に応じた様々な交流・体験の機会を提供します。
- ・ 高校生が海外の大学生と自分の将来や世界の未来について議論する「福岡未来創造キャンプ」を開催します。
- ・ 世界や日本で活躍する一流の講師陣による教養、ビジネス、国際等、多様な分野の講義を行う「日本の次世代リーダー養成塾」を開催します。
- ・ 高校生を対象に、世界トップレベルの大学と連携した異文化理解教育プログラムを実施し、ハイレベルな学びの機会を提供します。
- ・ 県が設立している三公立大学法人※において、海外の大学との学術交流や留学生受入れ等を促進し、国際的視野を持つ人材を育成します。

※ 公立大学法人九州歯科大学（北九州市）、公立大学法人福岡女子大学（福岡市）、公立大学法人福岡県立大学（田川市）のこと。

④ 主体的に社会の形成に参画し貢献する人材の育成

- ・ 様々な教育活動を通じ、基礎的・汎用的能力を身に付け、生涯にわたって社会的・職業的自立ができるよう、地域や産業界と連携した実践的な学びやインターンシップ等を通じたキャリア教育の充実を図ります。
- ・ 公立学校において、企業が求める実践的な人材育成、継続的な育成環境を整えるため、地域の企業や市町村等と連携し、地域産業のニーズに応じた新たな教育内容の取入れを図ります。
- ・ 障がいのある生徒が希望する職業に従事するため、ICT も活用しながら専門教科や作業学習による実践的な教育の充実を図ります。
- ・ 主権者教育や消費者教育、租税、金融に関する教育など、将来社会の形成者として自立し、地域社会の課題や職業生活上の課題に向き合うことができるための教育を推進します。
- ・ 地域や社会で活躍できる若者を育成するため、無限の可能性を持つ高校生を「未来を担う主体」と位置づけ、様々な課題解決に向けたチャレンジを応援します。
- ・ 県が設立している三公立大学法人において、各大学の強みを生かした教育・研究を展開し、地域社会の発展に貢献できる人材を育成します。

(2) 健やかな体と豊かな心を育む教育の推進

① 健やかにたくましく生きる基礎となる体力の向上と健康教育の推進

ア) 体力の向上

- ・ 公立学校の体力の実態及び運動習慣等についての調査を基に、各学校において、体育の授業以外で運動やスポーツをしないこどもに着目した体力向上や体力向上プランによる検証改善サイクルの確立に取り組みます。
- ・ 「福岡県学校部活動の在り方に関する指針(改訂第3版)」及び「福岡県における地域クラブ活動の推進に向けたガイドライン」に則った学校部活動の適切な運営や部活動指導員等を活用した指導体制づくり、学校部活動の地域展開等を支援します。
- ・ 地域スポーツの振興・部活動の地域展開に向け、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の活動を支援するとともに、専門指導者の育成および部活動指導員の派遣・活用により指導体制を確保します。
- ・ 国際大会で活躍する選手の継続的な輩出に向け、福岡県タレント発掘事業、福岡県パラスポーツタレント発掘・育成事業(F-STAR)により、高い競技適性を有する人材の発掘と育成に取り組むとともに、中央競技団体と連携したトップアスリート育成システムを構築し、その成果を県内に普及させます。

イ) 健康教育の推進

- ・ 性や心の健康に関する正しい知識の普及・啓発及び生徒の不安や悩みの解決を図るため、学校、家庭、専門医等や関係機関との連携を推進します。
- ・ こどもたちが自らの健康や命の大切さを主体的に考え、困難に立ち向かう力を養えるよう、関係機関と連携したがん経験者や医療関係者等の外部講師の有効活用を促し、学校におけるがん教育を推進します。

ウ) 食育の推進

- ・ 児童生徒に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるため、食に関する指導の充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協働した取組を推進します。

② 豊かな心の育成と生命や人権を尊重する教育の推進

(人権教育の推進)

ア) 教育活動全体を通じた人権教育の推進

- ・ 学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持ったこどもを育成するため、指導内容及び方法を開発する研究実践を行い、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。
- ・ 学校の教育活動全体を通して、児童生徒の学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する知識や意欲・態度、実践力を身に付けるための教育を系統的、効果的に推進します。
- ・ 教育活動全体を通して、部落差別(同和問題)に関する差別意識の解消に向けた教育を推進します。

- ・ 児童虐待の早期発見に努めるとともに、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を踏まえ、事案を発見した場合は、速やかに関係機関と連携して適切な対応を図ります。
- ・ 児童生徒が、インターネット上の様々な情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や適切に行動するための基本となる考え方及び態度を培うための教育の充実と保護者への啓発を推進します。

イ) 教職員研修の推進・地域での人権教育推進支援

- ・ 教職員については、特に人権への配慮が必要とされており、人権教育に係る指導力向上等のため「教職員の人権意識、人権教育の指導に関する調査」結果等を踏まえ、研修の改善・充実を図ります。
- ・ 地域の実情に応じた人権教育推進のための担当者研修会や指導者の育成を計画的、効果的にを行い、市町村における人権教育・啓発を支援します。

ウ) 個別的な人権課題への対応

- ・ 日本人と外国人が異なる文化や価値観等を理解し、ともに暮らす社会づくりのための国際理解のほか、犯罪被害者、拉致問題、性的マイノリティ、ハンセン病患者・元患者など個別的な人権課題への理解を深めるための教育・啓発を推進します。

(いじめの未然防止教育と早期発見・対応)

ア) いじめを生まない風土づくりといじめを見逃さない早期発見・対応

- ・ いじめの未然防止教育と、いじめの早期発見・対応のための取組の強化を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や外部の関係機関と連携し、学校がチームとして組織的に対応する取組を推進します。
- ・ 日々の授業や行事等において、全てのこどもが活躍できる場面を実現させる取組「絆づくり」と、人間関係づくりのトレーニングを通して学級・学校をどのこどもにも落ち着ける場所にしていける取組「居場所づくり」を充実させ、全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・いじめ等を生まない学校づくりを推進します。

イ) 相談支援の充実

- ・ 電話や対面による相談に加え、これらの相談に抵抗感がある児童生徒にも対応した、メールや SNS といった多様な方法による教育相談体制の充実を図ります。
- ・ いじめや不登校等、様々な悩みを抱える児童生徒に対する SNS を活用した相談窓口を運用し、教育相談体制の強化を図ります。
- ・ 私立学校で発生したいじめ重大事態に対応する専門部署を設置し、学校へのきめ細かな助言・指導を行います。
- ・ いじめの相談窓口「福岡県いじめレスキューセンター」を設置し、学校外の立場でいじめに悩むこどもや保護者を支援します。

(体験活動や読書活動を通じた豊かな心の育成)

ア) 体験活動の充実

- ・ 各社会教育施設の特色に応じたプログラムを開発し、体験活動の充実を図ります。
- ・ 学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動の取組を推進し、地域人材の協力を得て、放課後等の体験活動の充実を図ります。
- ・ 市町村や地域団体、企業等の多様な主体と連携し、県内各地において、自然体験や職業体験等、多様な体験の機会が充実するよう取り組みます。
- ・ 福岡県版アーツカウンシルを設立し、専門的な視点から、本県の文化芸術を未来へつなぐ芸術家やそれを支える人材の成長を支援します。
- ・ アクロス福岡において、プロの音楽家を目指すこどもを対象としたセミナーの開催や、セミナー卒業生への演奏機会の提供等、長期にわたって若手芸術家を育成する取組を推進します。
- ・ 九州芸文館において、絵画、彫刻、陶芸等を学ぶ講座の開設や、若手芸術家が滞在して活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスを推進します。

イ) 読書活動の充実

- ・ 「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、こどもの発達段階に応じた効果的な取組や、自主的な読書活動ができるよう環境整備を推進し、読書習慣の形成・定着を図ります。
- ・ 県立図書館を中心に図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化を推進します。
- ・ 「福岡県読書バリアフリー推進計画」に基づき、全ての人が等しく読書をすることができるようサービスの充実を図ります。

ウ) 豊かな情操と道徳心などを育む教育の推進

- ・ 教育活動全体を通して、自他の生命を大切にする心、他者を思いやる心など、道徳性を養う道徳教育の質の充実を図ります。
- ・ 家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を通じ、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の向上を図ります。
- ・ こどもの社会規範等に対する理解の深化、非行行為に走らない判断力や実践力等を高める取組を行います。
- ・ 児童生徒の薬物乱用防止及び飲酒運転の撲滅に向けた規範意識を育成するため、指導の充実とともに、家庭・地域・関係機関と連携した取組を推進します。
- ・ 警察関係者や医療保健分野の関係者等、外部の専門人材を広く活用した薬物乱用防止教室の実施をはじめ、私立学校における薬物乱用防止教育を促進します。

エ) 情報モラルの醸成と安全な利用

- ・ 日常のモラルに加え、情報技術の特性や各種技術サービスの有用性や活用の仕方、トラブルの際の対処法等を理解の上、犯罪被害を含む危機を回避し、情報及び情報技術を正しく安全に利活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育に取り組みます。
- ・ 情報モラル教育に関する教員研修の充実、学校で活用できる教材等に関する情報

提供等を通じて、各学校の情報モラル教育を支援します。

- ・ 児童生徒の非行行為の未然防止や健全育成及びインターネット等の適正な利用を推進するために、学校と警察が協働して情報共有や啓発活動を行います。また学校と家庭が連携し、スマートフォン等の使用について家庭におけるルールづくりを行うなど、児童生徒の規範意識を育成する取組を充実します。
- ・ 「福岡県青少年健全育成条例」に基づき、県民や事業者に対する広報・啓発活動を通じて、フィルタリングサービスやインターネットの適切な利用を促進し、青少年が安全かつ安心してインターネットを利用できる環境をつくります。
- ・ サイバーパトロールにより、少年の性被害につながるおそれのあるSNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起を実施します。

(少年の非行防止と健全育成)

- ・ 少年の規範意識向上のため、非行防止教室やSNSを活用した情報発信等各種広報啓発活動を強力に推進します。
- ・ 少年非行を防止するため、学校、地域住民、ボランティア、警察、市町村等と連携した街頭補導、立ち直り支援活動等を行い、少年を見守る社会気運を醸成します。
- ・ 学校と警察のパイプ役であるスクールサポーターを各警察署に配置し、少年の非行防止と犯罪被害防止に向けた取組を推進します。
- ・ 非行等の問題を抱える少年が社会的に自立できるよう、生活基盤を安定させるための就労・定着支援等を行い、再犯を防止します。

(3) 多様な学びの場の実現と地域と共にある学校づくり

① 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

(不登校児童生徒への多様な学びの場の提供と社会参加支援)

ア) 不登校児童生徒への学びの場の提供と環境整備

- ・ 全ての児童生徒にとって、学校が安全・安心な居場所となり、学びの保障が最大限になされるよう、「魅力ある学校づくり」と「わかりやすい授業づくり」を推進します。
- ・ 不登校の兆候を早期に察知し、児童生徒一人一人にあった学習支援や教育相談等のきめ細かな対応を組織的に行うために、不登校児童支援員の配置や校内教育支援センターの設置を推進します。
- ・ 不登校児童生徒が学びたいと思った際に、教育支援センター、フリースクール等の民間団体との連携や ICT を活用した学習支援を行うなど不登校児童生徒の個々のニーズに応じて、多様な教育機会を確保しながら、社会的自立への支援の充実を図ります。
- ・ 学校がチームとして組織的に対応し、個々の状況に応じたきめ細かな支援ができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携や協働を進めます。
- ・ 県立学校において不登校経験のある生徒や不登校である生徒が学びやすい環境を

整備します。

- ・ 福岡県立大学に設置する「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりの児童生徒、保護者、学校関係者等に対する専門的な相談や情報提供等の支援を行います。
- ・ フリースクールの財政基盤の強化に向け、経常的な事業経費を対象とした補助を行い、安定的・効率的な運営を促進します。
- ・ 不登校児童生徒が社会的に自立できるよう、大学生ボランティアを活用したオンラインによる学習支援や教育相談等を行います。
- ・ 私立高等学校が不登校生徒を受け入れるための体制確保を支援します。
- ・ 学業不振や学校不適応等による高等学校の不登校生徒に対して学習の場を提供し、学業の継続を支援する学習支援センターの運営を支援します。
- ・ 高等専修学校に対し、発達障がい・不登校生徒等をサポートする専任教職員やスクールカウンセラーの配置を支援します。

イ) 相談支援の充実

- ・ 電話や対面による相談に加え、これらの相談に抵抗感がある児童生徒にも対応した、メールや SNS といった多様な方法による教育相談体制の充実を図ります。(再掲)

ウ) 社会教育、地域における不登校児童生徒への支援

- ・ 不登校児童生徒への支援を地域課題として、学校や教育支援センター等に通っていない不登校児童生徒への支援ができるよう、社会教育施設や地域において不登校児童生徒の居場所づくりや体験活動の機会を提供する取組の推進を図ります。

エ) 学校規模に左右されない学びの確保

- ・ 県立学校においては、学校規模等に左右されない学びを確保するために遠隔ネットワークを整備し、教育環境の格差解消を図ります。

(特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実)

ア) インクルーシブ教育システムの推進

- ・ 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場における教育の充実など、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進します。
- ・ 障がいのあるこどもの自立と社会参加を目指し、就学前から学校卒業後までを見通した、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図ります。

イ) 教育環境の整備

- ・ 障がいのあるこどもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性の向上を図るとともに、今後の特別支援教育を牽引する人材の育成を推進します。
- ・ 障がいのあるこどもが安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進します。

(様々な困難を抱えるこどもへの包括的支援)

ア) 日本語指導が必要な児童生徒への支援

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒への適切な教育の機会を確保するため、学校の指導体制や市町村体制づくりを支援します。

イ) 経済的困難がある生徒への支援

- ・ 学ぶ意欲のあるこどもが経済的理由で修学を断念することがないように、就学に関する支援金事業、高等学校等奨学金助成事業、返還を要しない奨学給付金事業などを実施します。
- ・ 経済的困難等がある世帯を中心に進路支援が必要な生徒への進路指導の支援を実施します。
- ・ 学ぶ意欲のあるこどもが経済的理由で修学を断念することがないように、高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等に取り組みます。
- ・ 離島から福岡県の私立高等学校に進学する生徒の通学に要する交通費及び居住費を支給することにより、離島高校生等の修学支援を図ります。
- ・ 三公立大学法人において、学ぶ意欲のある学生が経済的な理由で修学を断念することがないように、授業料減免等の支援を行います。
- ・ 職業実践専門課程として国に認定された学科を設置する専門学校に対して、企業等と共同で編成したカリキュラム等による職業実践教育に必要な経費等を助成し、企業等が求める人材の育成を図ります。

ウ) 教育環境改善の支援

- ・ スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ、警察、教育支援センター及び福祉等関係機関と連携し、生活環境や教育環境の改善に向けた支援等の充実を図ります。

② 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

(コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進)

ア) 学校・家庭・地域が連携・協働した教育環境の充実

- ・ 学校、家庭、地域が連携・協働し、それぞれが役割を担い、地域全体でこどもを育てる体制の整備を図ります。
- ・ コミュニティ・スクール(学校運営協議会)や地域学校協働本部の導入・実践に取り組む市町村に対して支援します。
- ・ 県立学校と地域の連携・協働を推進し、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。

イ) 家庭教育の充実支援

- ・ 学校、家庭、地域社会と連携を図りながら、幼児教育の振興や子育てに関する学習機会の充実を図ります。
- ・ 家庭教育の充実に向け、学校とPTAの連携・協働を推進します。
- ・ 学校、家庭、地域が連携・協働してこどもの基本的な生活習慣を確立するために、家庭教育支援を担う人材を育成します。

- ・市町村等に家庭教育支援に関する情報や研修の機会を提供し、保護者が安心して子育てや家庭教育を行う地域づくりを支援します。

(4) 高等学校教育改革による魅力ある高校づくり

検討中

(5) 学びを支える教育環境づくり

① 教師のウェルビーイングを根幹とする持続可能な学校づくり

ア) 学校教育を担う教員人材の確保

- ・優秀な教員を確保するため、採用試験の工夫改善を図ります。

イ) 「新たな教師の学びの姿」を実現する教職員の研修の充実と資質向上

- ・キャリアステージに応じて求められる資質・能力を明確にした教員育成指標に基づき、学校において求められる立場、役割、資質、能力に応じた研修を実施します。
- ・校長のリーダーシップ等のマネジメント能力、また、教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実を図ります。
- ・教員が実践、省察、対話を往還しながら自律的に学び続けることを支える研修の充実を図ります。

ウ) 働き方改革に資する学校運営体制への支援と校務 DX の推進

- ・教育職員の働き方改革取組指針に基づき、校務を情報化することによる効率化等、教育職員の働き方改革を進めます。
- ・スクールカウンセラー等多様な専門スタッフ、サポートスタッフの活用により、学校の組織力を高め、教員がこどもの指導に専念できる環境の整備を進めます。
- ・部活動の負担軽減のため、県立学校に部活動指導員を配置し、政令市を除く市町村(学校組合)立学校に対しては配置に関する補助事業を実施します。
- ・県立学校の児童生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理するシステムや、教員間の情報共有のための学校用グループウェアを普及・推進し、学校の業務改善に取り組めます。
- ・生成 AI の利活用について、県立学校においては、「県立学校生成 AI ガイドライン」を踏まえて研修や情報提供を行い、また市町村立学校においては広く情報の共有を行い、校務については業務の効率化、教育利用については教育の質や教育効果の向上を図ります。
- ・ICT の技術支援体制を整備し教職員の ICT 活用を支援します。

② 学びと安全・安心を支える環境整備の充実

ア) 学校教育の ICT 化

- ・県立学校において、1人1台端末、大型提示装置などの機器やネットワーク設備など、

ICT が円滑に活用できる環境を整備します。

- ・ 県立学校において、特別な支援が必要な児童生徒の教育に効果的な ICT 設備の環境を整備します。
- ・ 全ての県立学校で ICT を効果的に活用した教育活動ができるよう、ICT の技術的支援体制を整備します。
- ・ 県立学校において、長期の入院や不登校の児童生徒がオンラインで学習できる環境を整備します。
- ・ 保護者や生徒の利便性向上のため入学者選抜等の出願手続きを行うシステムを運用します。
- ・ 市町村立小中学校の1人1台端末の着実な更新に取り組めます。また、市町村教育委員会に、ICT 整備に係る交付税措置などの必要な情報提供を行います。

イ) 安全・安心で質の高い学校施設等の整備

- ・ 県立学校の施設の安全性及び快適性を確保するため、老朽化対策を行うとともに体育館等へのエアコン設置やトイレ環境の充実を図ります。
- ・ 専門高校の教育の充実を図るため、産業教育設備の計画的な整備を推進します。

ウ) 生命を守る安全・防災教育の推進

- ・ こどもが自らの判断で、安全を確保する能力を身に付ける防災教育を推進します。
- ・ 児童生徒の安全に関する現状や課題を把握し、教職員、保護者、地域及び関係機関が一体となった地域ぐるみの学校安全体制の構築を図ります。

エ) 私立学校教育の充実

- ・ 私立高校生の県庁での職場体験活動を実施し、職業観・勤労観を育成する取組を促進します。
- ・ 私立学校における1人1台端末の整備に対し助成を行います。
- ・ 私立学校の経営の健全性の確保、保護者の経済的負担軽減を図るため、私立学校に対する助成を行います。併せて、私立学校の経営努力や教育改革等、県民の教育ニーズに対応するため、自主的な取組を支援します。

3. 数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R13年度)

3 ダイバーシティの推進と共生社会の実現

1. 基本的な方向性

年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず、全ての人が互いの個性と人権を認め合い、自分らしく暮らし、能力を発揮できる共生社会を実現します。

2. 主要な取組

(1) ジェンダー平等

① ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消に向け、県男女共同参画センター「あすばる」等関係機関と連携し、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対する理解促進と意識改革に取り組みます。
- ・ 本県が実施する様々な政策分野において、ジェンダー平等の視点を確保し、施策に反映していきます。
- ・ 女性特有のがん等の疾患予防に取り組みます。
- ・ 受診率の低い若年女性の視点に立った啓発を実施し、がん検診受診に向け、行動変容を促す取組を関係者等と連携し推進します。
- ・ エイズや性感染症に関する正確な情報の普及啓発、検査、相談、医療体制整備等を図ります。
- ・ 健康寿命の延伸と健康格差の縮小のための生活習慣病の予防、女性特有の健康に関する悩みや不安の改善に取り組みます。

② 地域・家庭・社会活動におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進

- ・ 地域活動において、性別や年代にとらわれず多様な人材の参画を市町村等と連携して進めます。
- ・ 役職を受けることについて、知識や能力の面での不安や責任が重いことを負担と感じる女性も多いことから、女性リーダーの育成に向けた研修等を行います。
- ・ 女性が主体的に活動している団体による地域活性化や地域の課題解決に向けた取組を支援し、先進事例の情報発信を図ることにより、地域づくりへの女性の参画を促進します。
- ・ 家事、育児、介護の負担が女性に偏り、生活の質への影響、就業継続や仕事との両立の難しさにつながっている現状を改善するため、男女がともに家事・子育て・介護を行う意識改革を促します。
- ・ 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進し、男性の積極的な家事・育児の参加を応援するため、「パパのための子育て相談ダイヤルの設置」、「パパノートブックの作成、配付」を行うとともに、「よかパパ料理・育児セミナー」を開催します。
- ・ 妊娠期から子育て期まで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援や

居場所につなぐとともに、地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センター、児童館などの居場所の確保を推進します。

- ・ 保育所等における延長保育、一時預かり、病児保育など多様なニーズに対応した保育サービス等の充実を図ります。
- ・ 商工会議所等の企業へ不妊治療の内容や職場における配慮のポイント等を記載したマニュアルを配布し、職場における不妊治療と仕事の両立支援を働きかけます。

③ 働き方改革、仕事と家庭の両立

- ・ 従業員の仕事と子育て、介護の両立を支援する取組を実行する企業の拡大を図り、希望に応じて誰もが仕事と家庭の両立ができ、働き続けることができるよう、実行性のある認定制度を創設し、企業における人材確保及び多様な働き方が可能となる魅力的な職場環境づくりをさらに促進します。
- ・ 本県における男性職員の育児休業取得促進等、仕事と家庭の両立の促進を図ります。
- ・ 子育て中の方が職業訓練を受講しやすいよう、高等技術専門校での託児サービスの提供や、民間の教育機関等を活用した託児サービス付きの職業訓練やeラーニングを実施します。
- ・ 女性医師のキャリア形成を支援するとともに、出産・育児と仕事を両立しやすい職場環境の整備を支援します。
- ・ 多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、両性の視点をもったきめ細やかな警察活動を行っていくため、積極的に男女の別なく適材適所の人事配置に取り組みます。
- ・ また、警察の誰もが仕事と生活を両立しながら、自らのキャリアを描いていけるよう、働き方の見直しを含む職場環境を整備します。

④ 働く場における女性の活躍推進

- ・ 就業相談から仕事と家庭の両立やキャリア形成まで、女性一人一人の状況に応じたワンストップの支援を行います。
- ・ 働きたいと願う女性が持続的にキャリアを積み重ねていけるよう、ライフステージの変化に合わせ、希望する働き方を選択できる環境づくりを進めます。
- ・ 女性が活躍しやすい職場づくりを進めるため、県内の経済団体や行政機関等と連携し、社会全体の気運の向上や企業への働きかけを行います。
- ・ 女性が働きやすい職場環境を整備するため、女性の健康上の特性について理解を深める取組を進めます。
- ・ 管理職から役員まで、企業で働く女性の一体的なキャリア支援のため、人材育成・人脈形成を進めます。
- ・ 県内の働く女性が、所属する企業等の垣根を越えて、様々な分野で活躍するロールモデルと出会い、交流できるネットワークを形成します。
- ・ 多様な主体と連携して、起業を目指す女性の掘り起こしを行うとともに、起業したい女性のステージに応じた支援に取り組みます。

- ・ 離職した看護職員の職場復帰と定着に向け、県ナースセンターにおいて看護の知識や技術を修得する復職支援研修、無料職業紹介等に取り組みます。
- ・ 本県における女性職員の人材育成や管理職への登用を積極的に進めます。
- ・ 女性警察職員の将来のキャリアアップに向けた研修会を実施する等、女性警察職員のキャリアプラン方策の更なる充実化を図ります。

⑤ 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進

- ・ 本県の審議会等における女性委員の比率の維持・向上を目指して、全ての関係部局において、役職や年代にとらわれず、多様な人材の中から女性委員の登用を進めます。
- ・ 市町村に対し、多様な人材の中から女性の登用が進むよう、状況把握及び女性人材の情報提供等を行います。

⑥ 防災・復興におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進

- ・ ジェンダー平等・男女共同参画の視点を持った災害対応人材の育成や防災会議における性別の偏りを是正する等、多様な視点による防災体制づくりに取り組みます。

(2) 高齢者・障がいのある人の活躍応援

① 生涯現役社会づくりの推進

- ・ 行政、経済団体、労働者団体、高齢者関係団体、NPO・ボランティア団体等幅広い団体により組織する福岡県生涯現役社会推進協議会のもと、官民一体となって生涯現役社会づくりを推進します。また、企業等に対して、これまで生涯現役チャレンジセンターにおいて培われたノウハウを提供し、高齢者が活躍できる社会づくりを推進します。
- ・ 生涯現役チャレンジセンターにおいて、個別相談、合同会社説明会、就職セミナー等の事業を実施し、継続雇用、再就職、派遣やシルバー人材センターでの就業等、本人の希望に応じた多様な就労を支援します。
- ・ 企業やボランティア団体等が参加する説明会を開催し、NPO・ボランティア団体の活動や地域活動等へ的高齢者の参加を支援します。
- ・ 高齢者の未経験分野への就職に対する不安を解消するための職場見学会を実施することで、生涯現役で活躍したい高齢者の新たなチャレンジを支援します。
- ・ 体力に自信がない高齢者等も、自分のペースで無理なく働くことができるよう、短期間・短時間の雇用の創出に取り組みます。
- ・ 50歳代の在職者が生涯現役で活躍するため、キャリアプラン相談窓口を設置し、キャリアアップ等を支援します。
- ・ 定年廃止や継続雇用等の導入を支援するセミナーを開催することで、年齢に関わりなく、働き続けることができる雇用環境の整備を促進します。
- ・ 健康づくりのために実施される市町村の運動教室等の取組を支援します。

② 高齢者の生きがいづくりの推進

- ・ 高齢者の生きがいづくり、仲間づくりといった社会参加を推進するため、老人クラブが行う趣味やスポーツ活動、友愛訪問活動等への支援に取り組みます。
- ・ 豊かな知識や経験を持つ高齢者を対象に、子育て支援に関する認定研修を実施し、地域の子育て支援現場等での活躍促進を図ります。
- ・ 県民スポーツ大会と障がい者や高齢者向けの大会等を統合し、年齢・性別・障がいの有無に関わらず参加できるインクルーシブな「スポーツフェスタ」を開催します。

③ 障がいのある人の収入向上

- ・ 障がいのある人の収入向上のため、障がい福祉事業所が大量の受注作業に共同で対応する「就労支援の場」を設置し、（公財）日本財団との連携のもと、国立国会図書館蔵書や県公文書のデジタル化業務に取り組むとともに、高単価で多くの仕事が期待できる IT 業務の共同受注を拡大してまいります。
- ・ 低工賃の事業所に対する工賃向上事業所指導等の経営力強化に向けた支援のほか、まごころ製品の PR 強化や農福連携マルシェの開催、障がいのある方の農業体験の実施といった農福連携の促進等に取り組みます。

④ 障がいの特性に応じた就労支援

- ・ 障害者優先調達推進法に基づき、県が率先して、障がい福祉事業所等からのまごころ製品の調達を進めるとともに、市町村に対し、方針の策定及び積極的な調達を促します。
- ・ 企業における障がい者雇用への理解促進、雇用する企業の拡大、職域開拓等、障がいのある人が活躍できる場を拡げます。また、就職相談、マッチング、定着支援等により障がいのある人の就職から定着までを切れ目なく支援します。
- ・ 障害者就業・生活支援センターにおいて、仕事を求める障がいのある人の身近な地域で、発達障がい者支援センターやハローワーク等の関係機関とネットワークを形成し、就業及びそれに伴う生活に必要な支援を行います。
- ・ 障がいのある人が働くために必要な技能を習得できるよう、福岡障害者職業能力開発校において計画的な職業訓練を実施します。
- ・ 障がいのある人に対し、県内各地域に民間の教育訓練機関等を活用した職業訓練や企業実習型の実践的な訓練を実施します。
- ・ 高等技術専門校においても、精神保健福祉士の配置や施設のバリアフリー化等障がいのある方の訓練環境の整備を進めます。

⑤ 障がいのある人等のスポーツ参加の促進

- ・ 県民スポーツ大会と障がい者や高齢者向けの大会等を統合し、年齢・性別・障がいの有無に関わらず参加できるインクルーシブな「スポーツフェスタ」を開催します。

（３）外国人材が活躍できる地域づくり

① 外国人が安全・快適に生活できる環境整備

- ・ 多言語ポータルサイト「FUKUOKA IS OPEN」において、9言語で、就労、住居、医療などの制度やルール等日本で生活する上で必要な情報等を発信します。
- ・ 外国人が言語の心配なく相談できるよう、県や国等の外国人材に係る専門機関が一体となった「FUKUOKA IS OPENセンター」にて多言語・ワンストップで相談に対応します。
- ・ 地域日本語教室の開設・運営にかかる支援等、外国人が身近な地域で日本語を学べる環境を整備します。

② 外国人材が働きやすい環境整備

- ・ 外国人材がその能力を十分発揮し、適正に就労できるよう、企業向けの相談支援や外国人材を雇用する企業に対する講習の実施、県内登録支援機関に対する研修・啓発等に取り組むことで、外国人材の適正な労働環境の確保を行います。
- ・ 外国人材受入企業等が、育成就労・特定技能外国人材のキャリアパスを自ら設計できるよう、受入企業における長期的な育成・定着を促進します。
- ・ 海外からの優秀な留学生を呼び込み、日々の生活から県内企業の就職まで一貫した支援を実施することで、県内企業等で活躍する外国人材を増やします。
- ・ 働き手不足が課題である看護・介護分野では、外国人看護職員・介護人材の受け入れに向けた日本語及び看護・介護分野学習に対する支援に取り組みます。

③ 外国人との共生社会実現に向けた相互理解促進

- ・ 外国人が日本の生活マナーや交通ルール等を理解できるよう、新規入国者向けに、オリエンテーションを実施するとともに、生活に役立つ情報を多言語のウェブページや冊子により周知します。
- ・ 県内の小中学校、高等学校等へ講師を派遣し、世界の多様な生活習慣や歴史、文化、価値観等を学ぶ国際理解教育を実施します。

④ 日本語指導が必要な児童生徒への支援

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒への適切な教育の機会を確保するため、学校の指導体制や市町村体制づくりを支援します。（再掲）

（４）海外との地域間交流・国際貢献の推進

① 地域間交流・連携の推進

- ・ 米国・ハワイ州、中国・江蘇省、タイ・バンコク都、インド・デリー準州、ベトナム・ハノイ市との姉妹提携・友好提携に基づく交流を積み重ね、各地域との関係強化を図ります。
- ・ 「日韓海峡沿岸県市道交流知事会議」を通して、韓国南岸二市二道との交流・協力関係を発展させます。
- ・ そのほか、本県の海外向けの施策を多言語で発信するとともに、世界各地に広がる海外福岡県人会等のネットワークを活用して、地域間交流を進めます。

- ・ 5か国の友好提携地域とのつながりや海外福岡県人会等のネットワークを活かして、海外との地域間交流を推進します。

② 国際協力・貢献の推進

- ・ 地元自治体や経済界等と連携した国連ハビタット福岡本部への支援を通じて、アジア太平洋地域のまちづくりに貢献するとともに、国連ハビタット福岡本部と連携し、国際協力に対する県民・企業の理解を深めます。
- ・ 海外との地域間交流、国際協力・貢献で培ったネットワークを活用し、国際的に活躍する人材の育成を進めます。
- ・ 県内の環境技術・ノウハウを活用し、友好提携地域の環境人材を育成します。

③ 国際的に活躍する人材の育成

- ・ 友好提携地域や海外福岡県人会等との連携により、海外での学びや交流の機会を提供し、国際的な視野を持つ未来人材を育成します。
- ・ 国連ハビタットが有する国際協力活動に関する知見や開発途上国における国際協力のニーズを学ぶ機会を提供し、国際協力等に積極的に取り組む人材を育成します。

(5) 人権が尊重される社会づくり

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ・ 障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障がいのある人が求める必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の徹底等、障がいを理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めます。
- ・ 合理的配慮の啓発動画を県ホームページに掲載するとともに、商業施設等でのデジタルサイネージ放映を実施するなど、広く県民に周知してまいります。

② 人権尊重の意識や行動の定着

- ・ 障がい者団体や事業者団体、行政機関等で構成されます「障がい者差別解消支援地域協議会」を通じ、不当な差別的取扱いの事案や、合理的配慮の具体例等の情報を共有し、会員団体への周知を図ってまいります。
- ・ 「障害者差別解消専門相談員」を配置し、障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供に関する相談に対応するとともに、障がい及び障がいのある人への理解を深めるための事業者や個人に対する研修を実施します。
- ・ 就職の機会均等を図るため、国等と連携し、差別のない公正な採用選考を推進します。
- ・ 人権尊重の意識や行動が定着するよう、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、あらゆる機会をとらえて人権教育・人権啓発を推進します。
- ・ 若い世代に対し、人権問題を自分の課題として考え、理解を深められるよう、内容や

手法に創意工夫を凝らして啓発を推進します。

- ・ 特定職業従事者については、特に人権への配慮が必要とされており、職種や職務に応じた職員研修を実施するとともに、関係機関等において実施される研修が充実したものとなるよう、情報の提供や研修講師のあっせん等積極的に支援します。
- ・ 学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持った子どもを育成するため、指導内容及び方法を開発する研究実践を行い、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。(再掲)
- ・ 学校の教育活動全体を通して、児童生徒の学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する知識や意欲・態度、実践力を身に付けるための教育を系統的、効果的に推進します。(再掲)
- ・ 県民の人権尊重理念の理解・体得のために、体験活動を重視した学習プログラムなどの開発や、情報提供を行います。
- ・ 教育活動全体を通して、部落差別(同和問題)に関する差別意識の解消に向けた教育を推進します。(再掲)
- ・ 児童虐待の早期発見に努めるとともに、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を踏まえ、事案を発見した場合は、速やかに関係機関と連携して適切な対応を図ります。(再掲)
- ・ 児童生徒が、インターネット上の様々な情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や適切に行動するための基本となる考え方及び態度を培うための教育の充実と保護者への啓発を推進します。(再掲)
- ・ 教職員については、特に人権への配慮が必要とされており、人権教育に係る指導力向上等のため「教職員の人権意識、人権教育の指導に関する調査」結果等を踏まえ、研修の改善・充実を図ります。(再掲)
- ・ 地域の実情に応じた人権教育推進のための担当者研修会や指導者の育成を計画的、効果的にを行い、市町村における人権教育・啓発を支援します。(再掲)
- ・ 日本人と外国人が異なる文化や価値観等を理解し、ともに暮らす社会づくりのための国際理解のほか、犯罪被害者、拉致問題、性的マイノリティ、ハンセン病患者・元患者等など個別的な人権課題への理解を深めるための教育・啓発を推進します。(再掲)

③ 人権施策の推進

- ・ 県民啓発の拠点施設である福岡県人権啓発情報センターにおいて、常設展示や同和問題啓発強調月間、人権週間行事における啓発事業の一層の充実を図り、人権問題に係る啓発を推進します。
- ・ 部落差別(同和問題)については、県民一人一人が正しい理解を深め、部落差別の解消に主体的に取り組むことができるように啓発活動を充実強化するとともに、市町村、地域、企業等における啓発活動や研修に対する支援を行います。
- ・ 部落差別に関する相談体制の充実や必要に応じて部落差別の実態に係る調査を行

うとともに、インターネット上で部落差別に関する情報を確認し、発見した際は、大規模プラットフォーム事業者等に対し、削除要請を行います。

- ・ヘイトスピーチは許されないという認識を広め、法務局、市町村等と連携し、その解消を図るための啓発活動を推進します。
- ・性的少数者が安心して生活し活躍できるよう、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行うとともに、「パートナーシップ宣誓制度」を推進します。
- ・インターネットによる人権侵害については、法律を守ることはもちろん、一人一人がルールやマナーを守り、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載することがないよう、関係機関と連携し啓発を推進します。
- ・県民誰もが安全・安心・快適に暮らせるよう、障がいの社会モデルの考え方を共有し、心にある障壁の除去に向けた取組（心のバリアフリー）及び物理的障壁や情報にかかわる障壁の除去に向けた取組（ユニバーサルデザインのまちづくり）を進めていきます。

④ 人権を侵害する暴力の根絶

- ・性暴力根絶条例に基づき、性暴力対策アドバイザーの派遣等による性暴力根絶及び被害者支援に関する教育・啓発、被害者支援の充実・強化並びに性暴力加害者の再犯防止対策を推進します。
- ・性暴力となる行為の考え方や具体例、性暴力の防止等に関する具体的な取組を示した「性暴力根絶に向けた対応指針」の周知により、性暴力根絶に係る県民意識の定着を推進します。

⑤ 配偶者や交際相手からの暴力防止対策及び被害者支援

- ・DVを防止するために、個人の尊厳や人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成を図るとともに、職務関係者に対し、DV被害者への適切な支援を行うことができるよう研修を実施します。
- ・学校、関係機関や民間団体等との連携を図りながら、若年層に対し、様々な機会を活用して、加害者と被害者を生まないための総合的な教育・啓発を推進します。
- ・配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センター、市町村、関係機関、民間団体との連携による相談、安全確保、自立支援に取り組みます。また、被害者のニーズや状況に応じて、きめ細かに支援します。
- ・被害者への身体的暴力が行われていると認めるときは、被害者の意思を尊重しながら、加害者に対する検挙・警告等の措置を講ずるとともに、避難等被害者の援助を行います。
- ・裁判所が保護命令を発した時は、被害者に対して留意事項を伝達するとともに、加害者への指導警告を行います。

⑥ ストーカー対策の推進

- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律その他各種法令を適用し、的確に加害者の

検挙や行政命令等の措置を構ずるとともに、自治体等の関係機関や支援団体と連携した避難措置等により被害者やその親族等の安全確保を図ります。

- ・ ストーカー加害者に対しては、精神科医の診察や精神保健福祉士との面談による加害者の更生に向けた取組を推進する等、被害の未然防止と拡大防止を図ります。

3. 数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R 1 3年度)

4 高齢者、障がいのある人への支援

1. 基本的な方向性

高齢者の健康づくりや介護予防、地域包括ケアを推進するとともに、介護サービスや障がい福祉の充実を図り、住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしく暮らし続けられる体制を強化します。

2. 主要な取組

(1) 地域包括ケアシステムと認知症施策の推進

① 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の推進

- ・ 地域包括支援センターの人材の育成や財政的な支援を行います。
- ・ リハビリ専門職の派遣、先進的取組事例の紹介、研修の実施等により、地域ケア会議の効果的な開催を支援します。

② 認知症施策の推進

- ・ 認知機能低下について、市町村が効果的なスクリーニング検査及び予防プログラムを導入できるよう支援するとともに、認知症サポーターの養成等、認知症の普及啓発や本人による発信の支援に取り組む等、地域における認知症施策を推進します。
- ・ 認知症医療センターの配置、認知症対応力向上研修の実施等により、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援に取り組みます。
- ・ 認知症の人が地域で生活を続けていく上での障壁を減らすため、「認知症バリアフリー」を推進するとともに、若年性認知症の人を支援します。

③ ひとり暮らし高齢者等の見守り活動

- ・ 「見守り活動チーム」による見守りの促進、「見守りネットふくおか」の拡大など、地域における多重的見守りを推進します。

④ 高齢者の権利擁護

- ・ 介護事業所等に対する集団指導や運営実地指導、管理者・介護職員等に対する研修、身体拘束廃止の取組等を通じて、職員の高齢者虐待防止に係る意識の向上を図ります。
- ・ 高齢者の権利擁護を図るため、虐待防止に係る知識・ノウハウを有する市町村等の職員を育成します。
- ・ 成年後見制度の普及を促進し、市町村における市民後見人の養成を支援します。

⑤ 介護予防の促進

- ・ ロコモティブシンドローム（運動器の障がいのために移動機能の低下をきたした状態）予防のための普及啓発に取り組みます。

- ・ 県内4ヶ所の「介護予防支援センター」を活用して、介護予防に係る人材育成や専門的な技術指導等を行い、市町村を支援します。

⑥ 介護への理解・啓発

- ・ 介護離職を防止するため、企業等で働かれている方向けに、県ホームページに介護と仕事の両立に係る講座の動画を掲載し、周知しています。

(2) 介護サービスの充実と人材確保の強化

① 介護サービス提供体制の確保及び質の向上

- ・ 在宅生活を支える地域密着型サービス、特別養護老人ホーム等の入所施設等、介護基盤の計画的な整備を進め、サービス提供体制の確保を図ります。

② 医療・介護サービスの充実

- ・ 「福岡県地域在宅医療支援センター」を中心に、各地域における在宅医療と介護の連携を進めます。

③ 介護給付の適正化

- ・ 要介護認定の適正化については、介護保険の保険者（市町村）と連携しながら、介護保険審査会の委員及び事務局職員、認定調査員、主治医に対する研修に取り組むとともに、認定審査アドバイザーの派遣や認定審査セミナーの開催等、介護認定審査会や保険者への助言・指導を行います。
- ・ 介護給付の適正化を図るためには、ケアマネジメントを適正にする必要があります。そのため、保険者のケアプランチェックを実施する担当者に対するケアプランチェック研修や、ケアプランチェックの現場にアドバイザーを派遣して助言を行うことで保険者のチェック能力の向上を目的としたアドバイザー派遣事業を実施し、全保険者のチェック能力の強化を図ります。

④ 介護人材の確保・定着、資質の向上

- ・ 多様な介護人材を確保するため、福祉人材センターやハローワークと連携した就職支援、介護職の機能分化によるチームケアの推進、介護福祉士修学資金等貸付事業の活用、介護特定技能外国人の受入・定着支援や外国人介護人材の学習支援に取り組めます。
- ・ 介護職員の職場定着を促進するため、経営者や管理者等のマネジメント能力の向上や雇用管理改善等の働きやすい職場づくりを支援するとともに、介護職員の処遇改善、介護ロボット・ICTの導入促進、ノーリフティングケア（抱え上げない・持ち上げない・引きずらないケア）の普及促進に取り組めます。
- ・ 質の高い介護サービスを提供するため、小規模事業所における人材育成環境の整備や離職した介護福祉士の再就業促進に取り組めます。

(3) 障がいのある人への生活支援

- ・ 障がいのある人が地域において安心して自立した生活ができるよう、市町村における地域生活支援拠点等の整備を支援します。
- ・ 発達障がいのある人とその家族が豊かな生活が送れるよう、県内4地域に設置した発達障がい者支援センターを中核として、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関との緊密な連携のもと、切れ目ない支援を行っていきます。
- ・ 障がい福祉サービスの適正な運営のため、障がい福祉事業所に対する指導の充実を図ります。
- ・ 相談支援体制の充実のため、相談支援従事者を養成し、その資質向上に必要な知識・技術を習得するための研修を実施します。
- ・ 必要なサービス提供体制の確保のため、地域のサービス需要量に応じて事業所の設置について適切な助言・指導を行います。
- ・ 障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・迅速な対応のため、国、県、市町村の連絡・連携を徹底し、障がい福祉事業所への的確な指導・助言を行います。
- ・ 障がい福祉現場の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化の推進のため、介護ロボットや ICT テクノロジーの導入を支援します。
- ・ 聴覚障がいのある人の、意思疎通を支援するため、手話通訳者の養成等に取り組んでまいります。
- ・ 医療的ケア児・者※¹と重症心身障がい児・者※²やその家族が必要な支援を受けながら地域社会において自立した生活を営むことができるよう、医療的ケア児等支援センターにおいて、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関との緊密な連携のもと、切れ目ない支援を行うとともに、支援に携わる人材の育成、医療型短期入所事業所や在宅医療を提供する医療機関等の確保、家族の負担軽減を図るためのレスパイト事業の実施等、充実した支援体制の構築を図ります。
- ・ 高次脳機能障がいへの理解を深める啓発に取り組むとともに、当事者や家族からの相談対応、医療機関等と連携した治療・リハビリ等の専門的支援、就労支援等、高次脳機能障がい者の社会復帰に向けた総合的な支援を推進します。

※¹ 医療的ケア児・者とは、日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀(かく)痰(たん)吸引、その他の医療行為が不可欠である者。

※² 重症心身障がい児・者とは、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している者。

(4) 福祉のまちづくりと住環境の整備

- ・ 「福岡県福祉のまちづくり条例」の整備基準について、県民ニーズを把握し、施設利用者のニーズに合ったものとなるよう見直しを行い、障がいのある人等が、自らの意思で自由に社会活動に参加できる、いきいきとした地域社会を築いてまいります。
- ・ すべての人が、地域で安全に安心して生活し、社会参加できるよう、公共施設や建築物、公共交通機関や歩行空間のバリアフリー化を促進します。

- ・ 施設・設備の整備、職員への研修等ハード・ソフトの両面から、求められた合理的配慮を速やかに実現するとともに、社会参加の障壁をつくらないう、障がいのある人からの改善の申出を待つことなく、環境整備のための改善措置を実施します。
- ・ 県民誰もが安全・安心・快適に暮らせるよう、障がいの社会モデルの考え方を共有し、心にある障壁の除去に向けた取組（心のバリアフリー）及び物理的障壁や情報にかかわる障壁の除去に向けた取組（ユニバーサルデザインのまちづくり）を進めていきます。
- ・ 高齢者世帯など、地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯向け地域優良賃貸住宅（一般型・高齢者型）の適正な管理を促進します。
- ・ 市町村や不動産関係団体、居住支援法人等と連携し、「セーフティネット住宅」の登録や、「居住サポート住宅」の認定制度について周知啓発を図ります。
- ・ 住宅関連事業者や医療法人、社会福祉法人等に対し、サービス付き高齢者向け住宅の補助、融資制度等について情報を提供し、供給や登録を促進します。
- ・ 住宅やサービスの質の向上と高齢者の居住の安定のためにサービス付き高齢者向け住宅の経営が安定し、継続的に事業が行われるよう、事業者への情報提供を行います。
- ・ 高齢者に配慮した住まいについて、バリアフリーや温熱環境に配慮したリフォーム事例などを展示する本県独自のモデル住宅「生涯あんしん住宅」を活用した情報提供などにより、住宅のバリアフリー化を促進します。
- ・ 老朽化した県営住宅の建替えやエレベーターを設置する福祉型改善を実施し、バリアフリー化を促進します。
- ・ 県営住宅における高齢者・障がい者世帯の入居決定に際して優遇措置を実施します。

3. 数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R13年度)

5 困難を抱える人へのきめ細かな支援

1. 基本的な方向性

経済的困窮、孤立、ひきこもりなど、複合的な課題を抱える人に対し、行政、地域、専門機関が連携し、誰一人取り残さないセーフティネットを構築します。

2. 主要な取組

(1) 困難な問題を抱える女性への支援

- ・「福岡県女性サポートホットライン」を設置して相談から自立まで一貫した支援や市町村への助言を行うとともに、多様化・複合化・複雑化する課題を抱える女性を支援する職員等の資質向上に向けた研修を実施します。
- ・民間団体と協働し、繁華街等での夜間巡回や SNS アウトリーチの実施、安心・安全な居場所の提供に取り組み、困難な問題を抱える女性の早期把握と、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。
- ・女性支援に取り組む民間団体と情報や支援ノウハウの共有等を行うネットワーク構築し、多様な主体との協働促進を図ります。
- ・県内の関係機関等により構成する支援調整会議を設置し、困難を抱える女性への支援に関する情報共有を行います。
- ・困難な問題を抱える女性の自立に向けた居場所を設置・運営し、それぞれの意思を尊重しながら自立に向けた包括的なサポートを提供します。

(2) DV・ストーカー防止対策、被害者支援、犯罪をした者への支援

① 配偶者や交際相手からの暴力防止対策及び被害者支援

- ・DVを防止するために、個人の尊厳や人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成を図るとともに、職務関係者に対し、DV被害者への適切な支援を行うことができるよう研修を実施します。(再掲)
- ・学校、関係機関や民間団体等との連携を図りながら、若年層に対し、様々な機会を活用して、加害者と被害者を生まないための総合的な教育・啓発を推進します。(再掲)
- ・配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センター、市町村、関係機関、民間団体との連携による相談、安全確保、自立支援に取り組みます。また、被害者のニーズや状況に応じて、きめ細かに支援します。(再掲)
- ・被害者への身体的暴力が行われていると認めるときは、被害者の意思を尊重しながら、加害者に対する検挙・警告等の措置を講ずるとともに、避難等被害者の援助を行います。(再掲)
- ・裁判所が保護命令を発した時は、被害者に対して留意事項を伝達するとともに、加害者への指導警告を行います。(再掲)

② ストーカー対策の推進

- ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律その他各種法令を適用し、的確に加害者の検挙や行政命令等の措置を構ずるとともに、自治体等の関係機関や支援団体と連携した避難措置等により被害者やその親族等の安全確保を図ります。(再掲)
- ・ ストーカー加害者に対しては、精神科医の診察や精神保健福祉士との面談による加害者の更生に向けた取組を推進する等、被害の未然防止と拡大防止を図ります。(再掲)

③ 犯罪をした者への支援

- ・ 犯罪をした者が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となるため、就労や住居の確保、福祉サービスの利用促進等に取り組みます。

(3) 困難を抱えるこども・若者やひとり親家庭等への支援

① こどもの貧困対策の推進

ア) こどもの教育に関する支援

- ・ 家庭の経済状況にかかわらず、全てのこどもたちが将来的な夢や希望を諦めることなく、安心して教育を受けることができるよう、教育費の負担軽減を図ります。
- ・ 生活困窮世帯のこどもを対象として、学習支援と生活習慣の改善を図るとともに、大学等への進学実現に向け、オンラインを活用した学力向上の助言や保護者を含めた進学相談、大学等受験料に対する助成を行います。また、生活保護世帯のこどもが進学や就労など多様な進路選択を行えるよう支援に取り組みます。
- ・ 学ぶ意欲のあるこどもが経済的理由で修学を断念することがないように、高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等に取り組みます。(再掲)
- ・ 学ぶ意欲のある子どもが経済的理由で修学を断念することがないように、就学に関する支援金事業、高等学校等奨学金助成事業、返還を要しない奨学給付金事業などを実施します。(再掲)
- ・ 経済的困難等がある世帯を中心に進路支援が必要な生徒への進路指導の支援を実施します。(再掲)
- ・ スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ、警察、教育支援センター及び福祉等関係機関と連携し、生活環境や教育環境の改善に向けた支援等の充実を図ります。

イ) こどもの生活の安定のための支援

- ・ こども支援オフィスにおいて、貧困の状況にある又は貧困の状況に陥るおそれのあるこども及び保護者に対し、ワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら包括的な支援を提供します。
- ・ 貧困の状況にある家庭に対し、家計の視点から専門的な助言等を行うとともに、住居確保の支援を行い、生活の再生を支援します。

ウ) 保護者の就労支援

- ・ 保護者の就労機会確保に向けて、職業訓練の実施や年代別・対象別の就職支援センターによる求職者の個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。また、福岡県中小企業雇用環境改善支援センターにおいて、正社員就職の希望の実現に向けた受け皿づくりや不本意ながら非正規雇用で働いている方の正社員転換を支援します。
- ・ 生活困窮世帯の保護者に対し、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの段階に合わせた支援を行います。また、民間職業カウンセラーの派遣により、生活保護を受給する若年者等の就労指導や就労支援策活用の助言等を行い、その就労・自立を促進します。

エ) 経済的支援

- ・ 生活に困窮している子育て世帯等の生活を下支えするため、各種手当の支給、資金の貸付けを行います。

② ひとり親家庭の支援

ア) 生活と子育ての支援

- ・ ひとり親が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、保健福祉（環境）事務所の母子・父子自立支援員や福岡県ひとり親サポートセンターの相談員がひとり親の様々な悩みに応じるとともに、ひとり親が病気になったときの日常生活の支援や保育所等の優先入所、県営住宅への優先入居などの支援に取り組みます。
- ・ ひとり親家庭の児童に大学生等のボランティアを派遣し、学習を支援するとともに、こどものよき理解者として進学相談等に応じます。
- ・ 離婚がこどもに与える影響や、離婚後の生活や養育費・親子交流の取決め等について考える機会を提供するため、離婚を考えている方やひとり親家庭の方を対象に親支援講座を開催します。
- ・ 県営住宅におけるひとり親世帯の入居決定に際して優遇措置を実施します。

イ) 就業支援

- ・ 福岡県ひとり親サポートセンターにおいて、就業に関する相談から自立支援プログラムの策定、就業に効果的な資格取得のための講習会の開催、福岡県ママと女性の就業支援センターやハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援に取り組みます。
- ・ ひとり親家庭の親に対して、教育訓練講座を受講する費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や看護師・介護福祉士等の就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就職に結びつきやすい資格取得等の支援に取り組みます。

ウ) 養育費の確保支援

- ・ 養育費の重要性を広く認識してもらうため、市町村窓口における離婚手続き時に啓発用チラシを配布する等、養育費の確保に関する情報提供の充実を図ります。
- ・ ひとり親サポートセンター等において、養育費の内容に関する相談を受けるとともに、

公正証書等作成費用の支援により養育費に関する取り決めに促進し、受領率の向上を図ります。

エ) 経済的支援

- ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うとともに、医療費負担の軽減を図ります。

③ ヤングケアラー

- ・市町村や学校、介護、障がい、医療等の関係機関と連携して、ヤングケアラーを早期に把握し、家事支援や介護・障がい等の外部サービス等の必要な支援につなげます。
- ・ヤングケアラーがいる世帯への家事・育児支援に対する市町村の支援を促進するとともに、将来への不安やケアの心理的負担が大きいヤングケアラーが悩みを相談・共有できる機会の提供を進めます。

④ 児童虐待の予防・防止

- ・児童相談所の相談対応件数の増加や複雑・困難化に対応するため、職員の計画的な増員や組織体制の見直し、専門職（弁護士・医師・保健師）の配置、24 時間 365 日の相談体制整備等により専門的な相談・保護機能を強化します。
- ・市町村こども家庭センターの機能強化を支援し、警察や医療機関等との連携を強固にすることで、虐待の早期発見から迅速かつ的確な安全確保まで、切れ目のない支援体制を構築します。
- ・医療機関と締結した協定に基づき、重大な児童虐待事案が発生した場合に、事件性の判断等を検討する事例カンファレンスを開催します。
- ・被害者等の負担を低減しつつ、正確な情報を得るための取組を推進します。

⑤ 社会的養護の充実

- ・こどもの最善の利益を図るため、こどもの意見表明の支援や特別養子縁組の普及に努めます。
- ・家庭と同様の環境における養育を推進するため、里親等への委託推進や施設の小規模化・高機能化の支援に取り組みます。特に、里親委託の一層の推進のため、里親支援センター等と連携し、様々な課題を持つこどもたちを養育できる里親の確保・育成などに取り組みます。
- ・施設退所を見据えた一貫した相談支援や進学・就労サポート、退所後の生活支援などにより、こどもの自立を切れ目なく支援します。

⑥ こども・若者の社会的自立に向けた支援

- ・進路が決まっていない高校中退者等、困難を抱える若者を適切な支援機関につなぐ相談窓口を設置し、若者の就学や職業的な自立を促します。
- ・ひきこもり状態にある人等が自宅からでも支援を受けられるよう、メタバース空間で個別相談や交流会等の就労支援を実施します。

- ・ 福岡県立大学に設置する「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりの児童生徒、保護者、学校関係者等に対する専門的な相談や情報提供等の支援を行います。

(4) 生活困窮者等への支援

① 生活保護受給者の自立支援・適正実施の推進

- ・ 生活保護世帯の就労による自立に向け、稼働能力のある受給者に対して、職業カウンセラーによる支援計画作成、職業訓練、就職支援及び就職後の職場定着支援を一体的に行います。また、社会生活や日常生活の自立に向け、様々な課題を抱える生活保護受給者に対し、必要な支援を行います。
- ・ 不適正な頻回受診、多剤投薬については、適正受診指導等の取組により、医療扶助費の適正化を推進します。

② 生活困窮者等の自立支援

- ・ 生活困窮者の総合相談窓口である自立相談支援事務所において、家計改善支援や就労準備支援など包括的な支援を行うとともに、関係機関と連携し、支援を必要とする方の早期把握に取り組みます。
- ・ ホームレスの自立支援に向けて、福岡県ホームレス自立支援推進協議会を活用して情報提供や啓発広報活動を行うとともに、住居のない方に一時的に宿泊場所等を提供し、安定した生活を営めるよう支援します。
- ・ 生活保護者の就業機会確保に向けて、高等技術専門校で職業訓練を実施します。
- ・ ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり状態にある人や家族からの相談に対応するとともに、地域関係機関とのネットワーク構築を推進します。
- ・ 市町村職員への研修や、ひきこもり地域支援センターから市町村への支援員派遣等を行い、住民により身近な市町村での相談支援の充実を推進します。

③ 中国帰国者への支援

- ・ 地域での生活を支援するため、「支援・相談員」や「自立支援通訳」を派遣し、日常生活に必要な援助を行います。
- ・ 生活状況等を把握するため、定期的な電話や訪問を実施します。
- ・ 中国帰国者の自立を図るため「就労相談員」を派遣し、関係機関と連携して就労相談を実施します。

④ 戦傷病者等への支援

- ・ 先の大戦により亡くなられた方々への慰霊や、戦傷病者・遺族の方々への援護を実施します。

⑤ 生活困窮者等への住宅の支援

- ・ 老朽化した県営住宅の建替えに加え、「3点給湯」や「バリアフリー」に対応した子育て

て支援型改善等を実施し、生活困窮者の住環境を整備します。

- ・ 市町村や不動産関係団体、居住支援法人等と連携し、「セーフティネット住宅」の登録や、「居住サポート住宅」の認定制度について周知啓発を図ります。（再掲）

（５）ケアラーへの支援

- ・ ケアラー支援有識者会議を設置し、有識者からの意見を聴取しながら、ケアラー支援条例の制定を検討するとともに、ケアラー支援施策に取り組みます。

（６）包括的な支援体制の構築

- ・ 行政のみでは支えきれない複雑化・複合化する社会問題に対応するための包括的な支援体制の整備について、研修やアドバイザー派遣などの後方支援を行い、市町村における多様な関係者が連携した支援ネットワークの構築を図ります。

３．数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R13年度)

6 健康づくりと医療提供体制の充実

1. 基本的な方向性

- ① 県民一人ひとりの健康づくりや疾病の予防・早期発見を進め、生涯を通じて健康に暮らせる環境を整えます。
- ② 人口減少が進む地域を含め、誰もが必要な医療を受けられる医療提供体制を確保します。

2. 主要な取組

(1) 健康づくりの推進による健康寿命の延伸

① 健康づくり県民運動の推進

- ・ 国民健康保険加入者の特定健康診査の実施率向上に向けたデータ分析や優良事例の紹介、研修会の開催等による市町村の取組を支援します。
- ・ 食生活の改善に向け、食塩の適正摂取やバランスのとれた食事、野菜・果物の摂取の普及啓発、環境づくりに取り組みます。
- ・ 楽しみながら県民の健康づくりを支援する「ふくおか健康ポイントアプリ」等を活用して運動習慣の定着を推進します。
- ・ 健康づくりに取り組む団体・事業所が取組内容を宣言する「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の登録を推進します。
- ・ 「地域・職域連携会議」の開催等により、生活習慣病の早期発見、発症・重症化予防、生活習慣の改善等の地域の健康課題の解決を推進します。

② たばこ対策の推進

- ・ 肺がん、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、虚血性心疾患等、たばこが健康に及ぼす影響等に関する普及啓発に取り組みます。
- ・ 20歳未満の喫煙防止、禁煙支援、受動喫煙防止に取り組みます。

③ 歯科口腔保健の推進

- ・ むし歯予防のためのフッ化物利用の普及や歯周病予防のための定期的な歯科健診の受診勧奨、オーラルフレイル（軽微な口腔機能の衰え）対策の普及等の取組を推進します。

(2) こころの健康づくり及び依存症・ひきこもり対策の推進

① こころの健康づくりの推進

- ・ 精神保健に関する普及啓発や精神保健相談等によるこころの健康づくりを推進します。

② 自殺対策の推進

- ・ こども・若者が利用しやすい SNS を活用した自殺予防相談を実施します。
- ・ 悩んでいる人に気づき、話を聴き、支援につなげるゲートキーパー養成を推進します。
- ・ 救急医療と精神科医療等との連携のほか、市町村や学校等と連携した自殺未遂者の支援体制を強化します。

③ 依存症対策の推進

- ・ 依存症に関する正しい知識の普及啓発を推進します。
- ・ 依存症の発生予防から相談、治療、回復に至る切れ目ない支援のため医療機関や民間団体等と連携した支援体制の強化に取り組みます。
- ・ 依存症当事者及びその家族（こどもなど）が円滑に適切な支援に結びつくよう相談支援体制を構築します。
- ・ 飲酒運転違反者に対する適正飲酒指導等により再犯防止を促進します。
- ・ 薬物依存症対策のため、薬物事犯初犯者の回復支援に取り組みます。

④ ひきこもり状態にある人への支援

- ・ ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり状態にある人や家族からの相談に対応するとともに、地域関係機関とのネットワーク構築を推進します。
- ・ 市町村職員への研修や、ひきこもり地域支援センターから市町村への支援員派遣等を行い、住民により身近な市町村での相談支援の充実を推進します。

（３）がん、難病対策の推進

① 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

- ・ がんの予防方法を普及啓発するとともに、科学的根拠を積極的に収集・分析した上で、その結果等に基づいた施策を実施することにより、がんの罹患率を減少させます。
- ・ 全ての県民が受診しやすい検診体制を構築し、がんの早期発見・早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんの死亡率の減少を実現します。
- ・ がん教育や啓発活動を通じ、こどもの段階からがんに関する正しい知識を持ち、がん予防やがん検診による早期発見の重要性を認識していく社会の構築を目指します。

② 患者本位で持続可能ながん医療の実現

- ・ 治療法やがんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化を進め、効率的かつ持続可能ながん医療を提供することで、がん生存率を向上させ、がん死亡率を減少させます。
- ・ がんゲノム医療※をはじめとした高度ながん医療の提供を推進するとともに、患者本位のがん医療を展開することで、がん医療の質を向上させます。
- ・ 支持療法や緩和ケアが適切に提供される体制を整備することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質を向上させます。

※ 遺伝子情報を基にして、一人一人の体質や病状に合わせて治療等を行う医療。

③ がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

- ・ がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる環境を整備します。
- ・ 医療・福祉・介護・産業保健・教育支援分野等と連携し、効率的な医療・福祉・保健サービスの提供や、教育支援等を行う仕組みを構築することで、全てのがん患者が、いつでもどこに居ても、安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現し、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質を向上させます。

④ 働きながらがん治療を受けられる環境の整備

- ・ 関係者等が連携し、働く世代のがん患者の離職防止及び再就職のための就労支援、柔軟な勤務制度や休暇制度の導入等の治療と仕事を両立するための体制整備を推進するとともに、必要な情報の提供や相談支援の充実を図ることで、がんになっても自分らしく生き活きと働くことができる社会を実現します。

⑤ 難病及び小児慢性特定疾病を有する者の生活の質の維持向上

- ・ 難病及び小児慢性特定疾病を有する者やその家族からの様々な不安や悩みに対応でき、適切な情報提供や助言ができるよう、福岡県難病相談支援センターにおける総合的な相談支援に取り組みます。
- ・ 家族等の介護者の心身の負担軽減を図るため、患者家族交流会や介護者の休息（レスパイト）等を目的とした在宅患者の一時入院事業等に取り組みます。

⑥ 難病に関する医療提供体制の確保

- ・ 難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るため、難病診療連携拠点病院や協力病院による難病診療連携体制の充実を図ります。
- ・ 研修会の開催等により、難病医療に携わる医療従事者の人材育成に取り組みます。

（４）感染症危機管理体制の整備

① 関係機関との連携・予防啓発

- ・ 海外から流入する感染症による健康被害を防止するため、検疫所、感染症指定医療機関、市町村等の関係機関と緊密に連携し、感染症患者の発生に備えた訓練の実施、様々な感染症の発生状況や予防方法等についての県民への周知に取り組みます。

② 人権を守る取組

- ・ 感染症の患者に対する差別や偏見をなくすため、機会を捉えた積極的な広報により、正しい知識の普及啓発を図ります。

③ 疫学調査・健康診断

- ・ 結核をはじめとする様々な感染症の予防・まん延防止のため、市町村、医療機関等の

関係機関と連携し、県民への啓発、感染症に応じた疫学調査・健康診断等に取り組めます。

④ 感染防止対策の推進

- ・ 高齢者施設等における感染症の発生予防・感染拡大を防止するため、施設職員等に対する研修、感染防止対策の実地指導のほか、クラスター発生施設に出向いて実地で助言を行う等、施設における感染防止対策の向上を図ります。
- ・ 各医療機関等に対し、最新の医学的情報を情報提供し、院内感染防止対策を推進します。
- ・ 老朽化した保健環境研究所を移転・建替えし、県民の命と健康、環境の保全を図るため、新たな課題解決に向けた試験・検査、調査・研究、人材育成、県民向けの教育・普及啓発に取り組めます。

⑤ 医療提供体制及び検査体制の整備

- ・ 新型コロナの経験を踏まえて改正された感染症法等や、これを受けて改定した感染症予防計画に基づいて、次なる新興感染症が発生した場合にも適切に対応できるよう、医療提供体制、検査体制の整備、医薬品等の備蓄に取り組めます。

⑥ 動物の保健衛生対策と家畜防疫体制を強化

- ・ 動物保健衛生所において家畜・野生動物・愛玩動物等の調査・研究を通じ、人と動物の感染予防対策を推進します。
- ・ 動物の保健衛生を担う獣医師を確保・育成します。
- ・ 防疫演習やサーベイランスの実施により、家畜伝染病の防疫体制を強化します。

(5) 地域医療提供体制の確保

① 地域医療構想の推進

- ・ 「福岡県地域医療構想」に基づき、地域の実情や医療ニーズを踏まえながら、地域医療構想調整会議において協議を行うとともに、医療資源の効果的かつ効率的な配置を促し、救急、小児、周産期、在宅医療など、それぞれの地域で必要となる医療提供体制を構築していきます。

② 救急医療体制の確保

- ・ 急な病気やけがに関する県民等の不安を軽減するとともに、症状に応じた適切な医療機関の受診を案内する救急電話相談（＃7119）の実施により、不必要な救急搬送を抑制することで、救急車及び救急医療機関の適正利用に取り組めます。
- ・ 各医療機関等に対し、最新の医学的情報を情報提供し、院内感染防止対策を推進します。

③ 在宅医療の推進

- ・ 安心して在宅医療を受けられるよう、多職種・同職種間の連携推進や在宅医療への参入促進、訪問看護の安定的な提供に向けた支援などにより、退院から看取りまで切れ目なく支える在宅医療提供体制の充実・強化を推進します。

④ へき地医療対策の推進

- ・ へき地における医療提供体制を確保するため、自治医科大学卒業の医師を派遣するとともに、へき地診療所、へき地医療拠点病院の支援に取り組みます。

⑤ 医療機関における安全確保

- ・ 医療機関における医療安全体制を確保するため、医療事故調査制度で得られた再発防止に関する知見を活用し、医療機関に対する監視・指導に取り組みます。

⑥ 医薬品等の安全確保

- ・ 患者に安全で安心な薬物療法を提供できる体制を確保するため、薬局のかかりつけ機能の強化に向けた取組を促進します。また、高齢者の薬物療法の適正化や重複投薬の適正化等の医薬品適正使用の取組を推進します。
- ・ 医薬品等の安全を確保するため、製造業者に対する国際基準に基づいた査察や販売業者に対する監視指導に取り組みます。

⑦ 医療・看護を担う人材確保と資質の向上

- ・ 地域や診療科による医師の偏在解消を図るとともに、遠隔で手術指導するための環境整備や地域医療へ配慮した専門医の養成を支援します。また、地域の医療体制を確保しつつ、「医師の働き方改革」を踏まえた医療機関における業務効率化や勤務環境改善を支援します。
- ・ 看護職員を安定的に確保するため、ライフステージに応じた「養成」「離職防止」「復職支援」に取り組むとともに、医療技術の進歩や医療ニーズの多様化に対応できる質の高い看護を提供するための支援に取り組みます。

(6) 医療保険制度の安定的な運営

① 国民健康保険制度の運営

- ・ 県内の国民健康保険運営に係る統一的な方針として策定した「国民健康保険運営方針」に基づき、県と市町村が協力して、国民健康保険財政の安定化、事業の効率化に取り組みます。

② 医療費の適正化

- ・ 後発医薬品の普及率を維持するため、医師会や薬剤師会等の関係団体と協議しながら、普及啓発等に取り組みます。

3. 数值目標

数值目標	現状値	目標値 (R 1 3年度)

柱2 産業と人材が育ち、経済の成長サイクルをつくる

7 先端・成長産業の発展とスタートアップの創出

1. 基本的な方向性

- ① 半導体、自動車、水素、バイオ、宇宙などの先端・成長産業の競争力を高めます。
- ② スタートアップの創出・育成を進め、絶えず新たな価値を生み出す産業エコシステムを構築し、強化します。
- ③ AI・半導体などの先端産業を戦略的に誘致し、関連技術の開発や事業化を促進するとともに、脱炭素や人手不足等の社会課題を解決する新たな産業を創出し、日本経済の成長と企業競争力の強化を図ります。

2. 主要な取組

(1) 未来を拓く産業の創出

<グリーン成長プロジェクト>

環境課題の解決を経済成長に繋げる「経済と環境の好循環」を実現するため、「半導体」、「自動車」、「水素」からなる「グリーン成長プロジェクト」を推進しています。

① 半導体産業

- ・ 「福岡超集積半導体ソリューションセンター」を中心に、最先端後工程技術の開発支援や県内企業のビジネス展開を強化し、後工程関連企業等の産業集積を図ります。
- ・ カーボンニュートラルに貢献する省エネ半導体の実現に向けた産学官連携による共同開発と社会実証を推進します。
- ・ アジアの半導体メーカーとのネットワークを構築し、県内企業のグローバルな取引を促進します。

② 自動車産業

- ・ 県内自動車関連企業による製品開発、取引拡大の支援、生産性向上支援、専門講座による人材育成支援等に取り組み、北部九州での生産拡大や電動化・CASEに対応した強靱なサプライチェーンを構築します。
- ・ 経済安全保障に資する「GBNet 福岡」の取組発展による、使用済 EV バッテリーの資源循環を確立します。
- ・ 運転手不足や交通空白の解消手段としての活用を見据え、自動運転分野への県内企業の参入を促すとともに、バス・タクシー事業者と連携した自動運転の実証・社会実装に向けた官民による取組を推進します。

③ 水素産業

- ・ 物流拠点が集積する地域を中心に大規模水素ステーションの整備と水素商用モビリ

ティの導入促進を一体的に推進し、「水素大動脈構想」の西の拠点を実現します。

- ・ 地域で製造した低炭素水素を地域で利活用する地産地消型サプライチェーンを構築し、エネルギーの脱炭素化と安定供給を推進します。
- ・ 県内企業による製品開発支援やビジネス展開支援、最新の技術動向を踏まえた専門講座の提供による人材育成支援等に取り組み、水素産業への参入促進を図ります。

＜先端成長プロジェクト＞

次代を担う成長産業の創出に向け、「バイオ」、「宇宙」等の「先端成長プロジェクト」を推進しています。

④ バイオ産業

- ・ 本県の強みである「ファーマテック」「フードテック」「ヘルステック」の3分野の取り組みを重点的に推進し、革新的な医薬品・再生医療等製品や機能性表示食品、睡眠関連商品等、高付加価値な製品の研究開発及び事業化を促進します。
- ・ バイオスタートアップの創出、関連企業等の誘致、海外ネットワークの構築を推進し、国内外から資金や高度人材を呼び込みます。

⑤ 宇宙産業

- ・ 大学や公的支援機関が有する研究開発インフラの更なる強化により、国内屈指の小型人工衛星開発環境を構築し、宇宙スタートアップの誘致や創出を推進します。
- ・ アジアに近接する地理的優位性を活かし、アジア・太平洋地域との宇宙ビジネスネットワークを構築します。
- ・ IT スタートアップが集積する強みを活かし、今後の市場拡大が見込まれる衛星データ活用分野において地域課題の解決に取り組むことにより、新たなビジネスを創出します。

⑥ IT 産業

- ・ 優れた技術を持つITスタートアップやエンジニアの集積をさらに加速させ、国内有数のデジタルイノベーション拠点の形成を推進します。
- ・ 県内 IT 関連企業とものづくり企業との連携を強化し、AI 技術の実装を加速することにより、県内企業の競争力強化と成長産業の発展を図り、県内産業全体の高度化を推進します。

⑦ 航空機産業

- ・ 県内企業の技術力やものづくり基盤を活かし、航空機関連産業の誘致とサプライチェーンへの参入を促進することで、航空機産業の集積を推進します。
- ・ 産学官が連携した研究開発や技術高度化を推進し、航空機産業の成長を支える産業基盤を強化します。

⑧ 風力発電産業等

- ・ 洋上風力発電の導入促進（産業集積支援、人材育成を含む）を強力に推進するとともに、ペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池の県有施設への率先導入や民間企業の実証支援等、再生可能エネルギー等の利用を促進します。
- ・ 産業の脱炭素化に向け、技術開発動向を注視しつつ、電化・燃料転換、CCUS 等のGX 技術に関する調査や活用等を支援します。

(2) 創業・スタートアップの支援

① スタートアップ支援

- ・ グローバルコネクト福岡を核に、県内スタートアップの資金調達やビジネスマッチング、海外展開等を支援するとともに、アジアを中心に世界から企業・資金・人材が集積するグローバルなスタートアップエコシステムの形成を図ります。
- ・ 半導体やバイオ、宇宙などをテーマにスタートアップの資金調達や販路拡大等を支援するピッチイベント「F★Pitch」や、県内スタートアップのグローバル展開への意識を高め、国内外のベンチャーキャピタルや大手企業とのビジネスマッチングイベント「GLOBAL CONNECT（スパーク）DAY」を開催します。
- ・ 海外における資金調達や事業展開を目的とするアクセラレーションプログラム「福岡県 NEXT ユニコーン育成スパークプログラム」を実施し、県内スタートアップの更なる成長を促進します。
- ・ 九州大学との連携により創設した「福岡県 CXO バンク」を充実させ、CXO 人材[※]とスタートアップや中小企業をマッチングすることで、企業の成長を支援します。
- ・ 第一線で活躍する投資家や起業家を講師に招き、起業や経営ノウハウを習得する研修「福岡県スタートアップキャンプ」を実施し、IT スタートアップのビジネス拡大を支援します。
- ・ AI の導入や DX の推進によってさらなる市場拡大が期待される IT 産業への参入を促進するため、県内IT関連企業の新製品開発、ビジネス展開、人材育成を支援します。

※ Chief X Officer の略であり、企業活動における X(業務・役割)の最高責任者。

② 地域創業支援

- ・ 「地域中小企業支援協議会」の構成機関が主催する創業セミナーや相談会を通じて、創業機運の醸成を図るとともに、創業希望者の挑戦を支援します。
- ・ 地域資源の活用や地域課題の解決をテーマとしたビジネスプランコンテストの開催を通じ、创业者の発掘・育成を推進します。

③ 国際金融機能の誘致

- ・ 「金融・資産運用特区」として、世界の金融系企業が集積するシンガポールや北米をはじめ、国内外におけるプロモーション活動を積極的に展開し、先端・成長産業やスタートアップへの成長資金供給を担う資産運用会社を誘致することで、スタートアップ

プエコシステムを強化します。さらに、新たな金融の潮流である FinTech（フィンテック）※関連産業の集積を促進します。

※ Finance（金融）と Technology（技術）を組み合わせた造語

（３）国内外からの戦略的企業誘致

① 戦略的企業誘致の推進

- ・ 半導体、自動車、ロボット、バイオ、宇宙などの先端・成長産業分野における戦略的な企業誘致を加速させます。
- ・ 自動車産業については、大手自動車メーカーの生産移管等を契機としたサプライチェーン強靱化を図るための企業誘致に取り組みます。
- ・ AIの普及により爆発的な需要が見込まれ、経済安全保障上も重要な施設であるデータセンターについて、九州の豊富な脱炭素電源や、充実した通信インフラといった本県の高いポテンシャルを活かし、GX 戦略地域を中心に企業誘致に取り組みます。
- ・ 本県の産業競争力を高め、良質な雇用の場を創出するため、企業の本社機能の移転・拡充を促進します。

② 受け皿整備・環境づくり

- ・ 県と市町村が連携して積極的な産業団地の整備を進めるため、県での団地整備を行うとともに、団地整備に取り組む市町村を支援します。また、企業の早期立地ニーズに対応した用地や施設を確保するため、市町村における遊休公共不動産の活用を支援します。
- ・ グリーンアジア国際戦略総合特区や地域未来促進法を活用した支援により、本県への企業誘致や設備投資を促進します。
- ・ 「金融・資産運用特区」として、世界の金融系企業が集積するシンガポールや北米をはじめ、国内外におけるプロモーション活動を積極的に展開し、先端・成長産業やスタートアップへの成長資金供給を担う資産運用会社を誘致することで、スタートアップエコシステムを強化します。さらに、新たな金融の潮流である FinTech（フィンテック）関連産業の集積を促進します。（再掲）

3. 数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R13 年度)

8 中小企業の稼ぐ力と経営力の強化

1. 基本的な方向性

- ① 地域経済の主役である中小企業について、「高付加価値化」、「デジタル技術や AI 技術を活用した業務効率・ビジネスモデルの変革（DX・AX）」、「生産性向上」、「円滑な事業承継」等を進めます。
- ② あわせて、原材料費やエネルギー価格の上昇を踏まえた適正な価格転嫁を促進し、持続的な賃上げと企業成長の好循環を生み出すことで、厳しい経営環境の中でも成長できる経営基盤を確立します。

2. 主要な取組

（1）経営基盤の強化

① 価格転嫁の円滑化の推進

- ・ 官民労13団体で締結した「価格転嫁の円滑化に関する協定」に基づき、発注企業の代表者が適正取引を宣言する「パートナーシップ構築宣言企業」の登録促進、中小企業の価格交渉を支援する「中小企業賃上げ応援専門家」の派遣、「価格転嫁相談窓口」の開設など、「賃金と物価の好循環」の実現に向けた取組を推進します。

② 生産性向上

- ・ 「福岡県中小企業“稼ぐ力”応援センター」において、デジタル技術や AI 技術を活用した業務効率・ビジネスモデルの変革（DX・AX）など、県内中小企業の生産性向上の取組を専門家が課題に応じたきめ細やかな伴走支援を行い、中小企業の「稼ぐ力」を高めていきます。

③ 人材育成・確保・定着

- ・ AI や IoT 等のデジタル技術や、3次元設計、金型、めっき、生産・品質管理の製造基盤技術の講座を開催することにより、製造現場における生産性向上の中核となる人材を育成します。
- ・ 県内に7か所ある高等技術専門校で、デジタル分野や、EV充電スタンド等のグリーン分野、介護等の人手不足分野といった企業ニーズにマッチした職業訓練を実施します。
- ・ 県内大学等と地元企業による就職情報交換会を開催し、企業の人材の確保を支援します。
- ・ UIJターン就職支援協定締結大学と連携し、県外学生に対して県内企業の魅力を伝える場の提供や、就職活動に係る費用の負担軽減を図ることで、UIJターン就職を促進します。
- ・ 中小企業が実施する従業員の奨学金代理返還や手当支給に要する経費に対し助成を行い、中小企業の若手人材確保・定着を支援します。

- ・従業員の休暇取得促進や柔軟な働き方の推進に取り組む企業の取組事例やノウハウを見える化し、魅力ある職場づくりの輪を広げていきます。

④ 経営支援・事業承継

- ・商工会議所・商工会や（公財）福岡県中小企業振興センターを通じた商談会・展示会参加を支援します。
- ・物産振興団体への補助を通じ、首都圏等の大消費地における百貨店での物産展開催を支援し、本県物産の消費・販路拡大を推進します。
- ・県内各地域で製作された伝統的工芸品・特産民工芸品の紹介・販売や製作の実演、体験を実施する展示会等を開催し、伝統工芸品事業者の販路開拓を支援します。
- ・「福岡県事業承継支援ネットワーク」を中核に、事業承継診断等を通じた事業承継に係る意識の醸成を図ります。
- ・個社に応じた事業承継計画の策定、それに基づく事業の磨き上げ等の取組支援のほか、後継者がいない企業と事業の譲受を希望する企業等とのマッチングを支援します。
- ・伝統工芸品事業者の後継者確保、育成に取り組めます。
- ・（公財）福岡県中小企業振興センターに設置した「経営改善サポートデスク」において、アドバイザーによる簡易経営診断の実施や専門家派遣による経営改善計画の策定支援等を通じて、中小企業の早期の経営改善を図ります。
- ・取扱金融機関への預託や保証協会への保証料補填、損失補償により、低利で保証料負担の少ない県制度融資による資金繰りを支援します。

(2) 新たな事業展開の促進

① 新商品・新サービス開発支援

- ・新商品や新サービスの開発など、中小企業の新たな事業展開に向けた経営革新計画の策定及び計画の着実な実行を支援します。
- ・中小企業が製造販売するデザイン性に優れた商品・サービスの審査表彰を行う「福岡デザインアワード」を通じて、国内外に通用する高付加価値製品の開発等を促進します。
- ・（公財）福岡県中小企業振興センター内に「農商工連携アドバイザー」を配置し、商工業者と農林水産業者の連携による商品開発・改良に向けた助言・指導を行います。

② 技術の高度化支援

- ・「工業技術センター」の4つの研究所がそれぞれ担当する産業分野の研究開発、人材育成、技術相談等に取り組み、ものづくり企業の製品品質・生産性の向上や製品・サービスの創出・改良、新規事業展開を支援します。
- ・省エネや省資源化などの新たな製品開発に意欲的に取り組む中小企業を支援します。

- ・「福岡県プロフェッショナル人材センター」において、県内の中堅・中小企業が新たに事業を展開する際に必要となる、技術開発、販路開拓、海外展開等に精通したプロフェッショナル人材の確保を支援します。
- ・「知的財産支援センター（福岡、北九州、久留米）」を拠点に、知的財産に関する相談、外国出願、特許を活用した製品開発、知的財産実務者の育成等、中小企業の特許等の取得・活用を支援します。

③ アトツギ・サッシンベンチャー支援

- ・アトツギベンチャー（若手後継者が家業の経営資源を活用して新事業に挑戦する中小企業）、サッシンベンチャー（第二創業など新分野に挑戦する中小企業）の新規事業開発を伴走支援します。

④ 中小企業の海外展開支援

- ・「グローバルコネクト福岡」において、海外展開支援アドバイザーによる個別コンサルティング、市場別のマーケティング戦略等を学ぶ「海外展開オンラインセミナー」や海外バイヤーを招聘した商談会等を実施し、県内企業の海外展開を支援します。
- ・海外事務所及び海外委託駐在員のネットワークを活用し、県内企業の海外展開を支援します。

（３）小規模企業者の事業の持続的な発展

① 経営全般の支援

- ・商工会議所、商工会の経営指導員による巡回訪問、相談窓口、セミナーの開催、中小企業診断士等の専門家派遣を通じ、金融、税務、社会保険、経営・技術の改善、事業計画策定など経営全般を支援します。
- ・新たな事業や販路開拓に果敢に挑戦する取組を「地域中小企業支援協議会」が構成機関と連携し強力に支援します。
- ・商工会議所・商工会や（公財）福岡県中小企業振興センターを通じた商談会・展示会への参加を支援します。
- ・商工会連合会が運営する「DOCORE」を通じた販路開拓や商品のブラッシュアップを支援します。
- ・県融資制度の「小規模事業者振興資金」等により、小規模企業者の事業活動に必要な資金の円滑な調達を支援します。
- ・「福岡県事業承継支援ネットワーク」を中核に、事業承継診断等を通じた事業承継に係る意識の醸成を図ります。（再掲）
- ・個社に応じた事業承継計画の策定、それに基づく事業の磨き上げ等の取組支援のほか、後継者がいない企業と事業の譲受を希望する企業等とのマッチングを支援します。（再掲）

② 生産性の向上

- ・ 商工会議所、商工会による小規模事業者のデジタル化の支援を通じ、生産性の向上を図ります。

③ 商店街の活性化

- ・ 商店街等が、後継者不足、施設の老朽化、来街者の減少などの課題解決のために実施する取組を支援します。
- ・ 市町村・商工団体と連携し、若手経営者グループによる地域の商店街振興に向けた活動を支援します。



生物食品研究所が開発した酵母を用いたオリジナル清酒



機械電子研究所と県内企業が共同開発した輻射空調パネル



インテリア研究所と県内企業が共同開発した不燃木材



「DOCORE」ふくおか商工会ショップ



新商品・新サービス開発支援
(福岡デザインアワードの様子)

3. 数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R13年度)

9 農林水産業の稼ぐ力の強化と持続的成長の実現

1. 基本的な方向性

本県の基幹産業の一つである農林水産業について、生産構造の改革、ブランド化、輸出拡大、スマート化等を推進し、若者が夢を持って参入できる、収益性の高い持続可能な産業へと発展させます。

2. 主要な取組

(1) 農林水産業の構造転換で生産力と収益力を強化

① 経営基盤の再編・規模拡大を進め、効率的な生産構造を確立

- ・ 地域計画のブラッシュアップと着実な実行により、農地の集積・集約化、大区画化を促進します。
- ・ 森林経営管理制度の活用や現地調査のデジタル化等により、森林の集積・集約化を推進します。
- ・ 高性能漁船や大型ノリ乾燥施設の導入等により、ノリ養殖経営体の規模拡大を推進します。
- ・ カントリーエレベーターや選果場等の共同利用施設の再編集約・合理化を推進します。

② 先端技術を活用した DX の推進により、収益性の高い生産を実現

- ・ 「園芸 ADTEC センター」をはじめとする試験研究拠点を核に、新技術や新品種の開発を加速します。
- ・ 生産性と環境負荷低減を両立する未来型園芸農業の実現に向け、産学官の連携を強化します。
- ・ AI・ロボット技術によるスマート機械や先進的な施設の導入により、高品質・高収量・省力化を実現します。
- ・ デジタルデータを活用した生産・資源管理や漁船の操業を推進します。

③ 消費者ニーズや環境変化に対応した生産体制を構築

- ・ 国内外の消費動向を踏まえ、需要に応じた生産体制を強化します。
- ・ 夏期の高温に対応した優良品種・家畜や先進的な機械、生産技術等の導入を推進します。
- ・ 国内外の情勢変化に対応できる代替技術や経営の指導を強化します。
- ・ 農地や林道、漁港等の計画的な整備により、生産基盤を強化します。

④ 地域の特性を活かした稼ぐ力と農山漁村の賑わいを創出

- ・ 地域資源を活かした複合経営等を推進し、中山間地域の稼ぐ力を強化します。
- ・ 里業・森業・海業を推進し、新たな収益機会を創出します。

- ・ 農山漁村の魅力発信や都市部との交流促進により、関係人口を拡大します。

⑤ 森林資源の循環利用を推進し、県産木材の供給力を強化

- ・ 森林施業の省力化・低コスト化を進め、計画的な主伐と確実な再生林を推進します。
- ・ 少花粉苗木の生産・供給体制を強化し、花粉発生源対策を推進します。
- ・ 実需者が求める品質・性能を備えた製材品の供給力を強化します。

⑥ 水産資源の適切な管理と豊かな漁場づくりを推進

- ・ 魚礁の設置や覆砂による底質改善等により、漁場の生産力を強化します。
- ・ 水産資源の持続的な利用に向け、資源管理や栽培漁業を推進します。
- ・ 漁場環境の変化に対応した養殖方法の導入により、安定生産を推進します。

(2) 次代を担う多様な「人財」の確保・育成

① 地域との共生を図りながら多様な担い手を確保

- ・ 就業準備段階から経営の改善・発展段階までの一貫した支援を強化します。
- ・ 地域計画による農地の集積に連動した担い手の確保を推進します。
- ・ 担い手確保が困難な地域において、地域外の大規模経営体や企業の参入を推進します。
- ・ 中山間地域において、農業支援サービス事業体や建設事業者等と連携した生産活動を強化します。

② 先導的な農林漁業者の育成と経営力の強化を推進

- ・ 企業マインドを持って経営規模の拡大と生産性の向上に取り組む「企業型経営体」を育成します。
- ・ 農林水産業における DX 実装に対応したデジタル人材を育成します。
- ・ 女性農林漁業者の能力発揮と経営参画を推進します。
- ・ 人材確保や広域化等の推進により、集落営農法人の経営力を強化します。
- ・ 農林漁業団体と連携し、農林漁業者への技術・経営指導を強化します。

③ 教育機関と連携し、将来の担い手を育成

- ・ 農業大学校や農業高校、水産高校と連携を強化し、将来の担い手を育成します。
- ・ 農業大学校やトレーニングファーム等の研修機能を強化し、即戦力となる担い手を育成します。
- ・ 雇用就業者のスムーズな就業・定着に向け、就業前後のフォローアップを推進します。

④ 誰もが活躍できる環境づくりを推進

- ・ 多様な人材が能力を発揮し、安心して働ける就業環境を整備します。
- ・ 障がいのある方の活躍と新たな働き手の確保に向け、農福連携を推進します。
- ・ 法人経営等における外国人材の活用を推進します。
- ・ 農林漁業者の労働環境の改善と安全対策を推進します。

(3) 戦略的なマーケティングで販売・消費を拡大

- ① 「食の王国・福岡」の認知度向上とブランド戦略により、販売を促進
 - ・ 新たな販売先の開拓に加え、県産農林水産物と加工品の一体的な売り込みを強化します。
 - ・ 有名シェフや有名店と連携した「福岡フェア」等の開催により、県産農林水産物等の認知度の向上を図ります。
 - ・ 県産農林水産物の魅力発信や県育成品種の保護等により、ブランド化を推進します。
 - ・ 実需者・消費者のニーズを生産者にフィードバックし、付加価値の高い商品づくりを推進します。
- ② 国際情勢の変化や海外需要を捉えた輸出を拡大
 - ・ 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出産地づくりを推進します。
 - ・ 現地でのフェア開催や産地招へい等により、県産農林水産物の認知度向上を図ります。
 - ・ 市場調査や試験輸出等により、新たな輸出先を開拓します。
 - ・ 九州各県等との連携を通じ、県産農林水産物の効果的なPRや販促活動を強化します。
- ③ 生産者と消費者をつなぐ流通体制の構築と消費拡大を推進
 - ・ モーダルシフトやパレット標準化による共同輸送等を推進し、物流を効率化します。
 - ・ 大規模な大会・イベント等を通じ、県産農林水産物の消費拡大を図ります。
 - ・ 食と観光の連携や GI の活用により、インバウンドを含む観光客の需要の取り込みを強化します。
 - ・ 生産コストを踏まえた適正価格に対する消費者の理解醸成を促進します。
- ④ 木材の新たな需要創出により、県産木材の利用を拡大
 - ・ 木材利用への理解醸成や情報発信を通じ、非住宅建築物の木造・木質化等を推進します。
 - ・ 公共建築物等における県産木材の利用拡大を図ります。
 - ・ 建築人材の育成と認知度向上に向けた情報発信等を通じ、CLT の利用拡大を図ります。

(4) 災害に強く、環境と調和のとれた農林水産業を推進

- ① 農山漁村が有する多面的機能を維持・発揮
 - ・ 地域内外の多様な主体と連携した共同活動により、農地や水路等の保全・管理を強化します。
 - ・ 健全な森林(もり)づくりを推進し、公益的機能を持続的に発揮します。
 - ・ ブルーカーボン創出に繋がる藻場の再生や海域の栄養塩類管理等により、漁場環

境を保全します。

② 激甚化・頻発化する災害に備え、防災・減災対策を強化

- ・ 農業水利施設の長寿命化やため池整備等により、防災・減災機能を維持・強化します。
- ・ クリークの先行排水をはじめとする流域治水の取組により、湛水被害のリスクを低減します。
- ・ 森林の荒廃を未然に防止し、災害に強い森林（もり）づくりを推進します。
- ・ 激甚化・頻発化する災害に備え、収入保険制度等への加入を促進します。
- ・ 被災した農林水産施設は速やかに復旧し、農林漁業者の経営継続を支援します。

③ 捕獲・侵入防止・獣肉活用で鳥獣被害対策を一体的に推進

- ・ 狩猟者の確保・育成を推進し、捕獲体制を強化します。
- ・ 防止柵や緩衝地帯の整備など、地域の実情に合わせた侵入防止を徹底します。
- ・ 「ふくおかジビエ」の魅力発信や実需者とのマッチング等により、獣肉の有効活用を促進します。

④ 県民の「食」を支える安全・安心な県産食材の供給と地産地消を推進

- ・ 減農薬・減化学肥料栽培やみどり認定等の取組拡大を通じ、環境に配慮して生産された県産農林水産物を供給します。
- ・ 農林漁業応援団づくりや魅力ある直売所づくり等により、地産地消の取組を強化します。
- ・ 学校給食における県産食材の利用拡大や農林漁業体験等を通じ、幅広い世代に食育を推進します。
- ・ 食の安全・安心の確保に向け、農薬・肥料の適正使用や食品表示の適正化を推進します。

⑤ 人と動物の健康づくりに向け、森林等の利用を促進

- ・ 「四王寺県民の森」の整備を通じ、森林浴による健康づくりや森林の大切さを学ぶ機会を充実します。
- ・ 「全国育樹祭」を通じ、緑を育む機運向上を図ります。
- ・ 木や花、緑に親しむ機会を通じ、木育・花育を推進します。

⑥ 動物の保健衛生対策と家畜防疫体制を強化

- ・ 動物保健衛生所における家畜・野生動物・愛玩動物等の調査・研究を通じ、人と動物の感染予防対策を推進します。
- ・ 動物の保健衛生を担う獣医師を確保・育成します。
- ・ 防疫演習やサーベイランスの実施により、家畜伝染病の防疫体制を強化します。

3. 数值目標

数值目標	現状値	目標値 (R 1 3年度)

10 地域と調和した観光産業の発展

1. 基本的な方向性

地域資源を活かした魅力ある観光地づくりを推進し、国内外からの誘客強化に向けたプロモーションを展開するとともに、受入環境の整備を進めます。

2. 主要な取組

(1) 受入環境の充実

① 誰もが快適に観光できる基盤づくり

- ・ 高齢者や障がいのある方等、誰もが県内観光を楽しめる環境の充実に向け、観光関連事業者が行うユニバーサルツーリズムの取組を支援します。
- ・ 宿泊事業者を対象に、観光産業に知見のある専門家の派遣等により、サービスの質の向上を図ることで、観光客の利便性や満足度を高めます。
- ・ 大規模災害等発生時における外国人旅行者の安全・安心確保に係る情報発信に取り組みます。
- ・ 事故や疾病時における外国人旅行者の安全・安心確保に係る体制整備に取り組みます。
- ・ 違法民泊対策等、民泊の適正な運営の確保に向けた取組を推進します。
- ・ 外国人材が、安全・快適に暮らしていけるよう、多言語での生活全般に関する情報提供、相談窓口の設置、医療に関する案内・通訳支援、防災対策の充実等の取組を進めます。
- ・ 日本語を解さない外国人観光客等からの 110 番通報を受理した際、警察が英語、中国語、韓国語、英語等、多言語に対応した電話通訳サービスである「ふくおかよかところコールセンター」に接続し、三者通話による迅速・的確な事案対応を行います。

(2) 観光資源の魅力向上

① 魅力ある観光地域づくり、観光資源の開発

- ・ 点在している観光資源をテーマでつなぎ合わせた広域ルートにおいて、「食べる」、「遊ぶ」、「泊まる」を一体的に楽しめる、広域での観光地域づくりを推進します。
- ・ 地域独自の観光資源を活かした体験プログラムの開発等に向けた取組を支援します。
- ・ 地域独自の観光資源をテーマとしたツーリズムを推進し、高付加価値な旅行商品の造成を促します。
- ・ 伝統工芸品の魅力を肌で感じてもらうとともに、産地への誘客を図るため、産地のオープンファクトリー化を推進します。
- ・ 県の伝統工芸品を展示するアクロス福岡の匠ギャラリーにおいて、伝統工芸に関する

情報発信を強化し、県内各地域の伝統工芸品を紹介・販売する展示会や製作の実演、体験会等、県民が伝統工芸に接する機会を拡充します。

② 体験、交流、滞在型観光の推進

- ・ 豊富な自然を活用し、サイクリング、トレッキング（山歩き）をはじめとしたさまざまな活動や 遊びと観光を組み合わせた体験・交流型の観光振興に取り組みます。
- ・ サイクリストの受入環境整備として、飲食店等へのサイクルスタンド設置等の整備・改修を支援します。

③ 世界文化遺産の保存活用と価値発信・誘客の推進

- ・ 各保存活用協議会と連携し、構成資産の適切な保存・修復を推進し、環境保全活動の推進を通じて、遺産の価値を守り続けるための地域主体の取組を支援します。
- ・ 眺望スペースの整備、オンラインツアーやVRの導入等、資産の特性に応じた多様な公開手法を確立します。
- ・ 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」、「『神宿る島』宗像・沖ノ島関連遺産群」や伝統文化等を結びつけるカードラリーや周遊キャンペーンを強化し、本県内各地への来訪を誘導します。
- ・ 地域の歴史や精神文化（祭祀等）を深く理解するガイド育成や、魅力的な体験プログラムを開発・拡充し、インバウンドをはじめとした来訪者の満足度を高めるコンテンツを創出します。
- ・ 「キッズアカデミー」や校外学習の誘致を推進し、本県内のこどもが郷土の歴史と世界文化遺産の価値を学ぶ機会を創出します。
- ・ デジタルアーカイブの拡充や多言語対応のガイドツール整備により、国内外からの来訪者が深い知識を得られる環境を構築します。

(3) 戦略的なプロモーション

① デジタルプロモーションの推進

- ・ OTA、Webサイト、SNS等ターゲットとなる国・地域で影響力のあるデジタル媒体を活用し、個人旅行者に直接届く情報発信を行います。
- ・ 海外事務所や県外事務所等と連携し、旅行者や事業者のニーズを的確に把握するとともに、効果的な本県観光の情報発信を図ります。

② 本県の強みを生かしたプロモーション

- ・ 本県が誇る食の魅力やアウトドア、スポーツ、歴史、伝統工芸など旅行者の興味を引くテーマを国内外に発信し、本県への誘客を図ります。
- ・ 食と観光の連携や GI の活用により、インバウンドを含む観光客の需要の取り込みを強化します。

③ 九州一体となったプロモーション

- ・九州各県や一般社団法人九州観光機構と連携し、旅行博や商談会の出展等、九州全体の観光振興を図ることで、本県の認知度向上と誘客を図ります。
- ・九州・山ロー一体となったサイクルツーリズムを推進します。

④ 県内全域における安定的な旅行需要の喚起

- ・国内からの誘客を促進するため、閑散期の平日における旅行需要の喚起や、新たに「若年層」の需要拡大などに取り組みます。
- ・両政令市に集中する旅行需要を県内各地に取り込むため、旅行者の県内周遊を促進する取組を強化します。
- ・訪日外国人延べ宿泊者数の国・地域の偏り等の課題を解消するため、欧米豪・中東からの誘客を強化します。
- ・県内各地域に旺盛なインバウンド需要を取り込むため、直行便市場を中心としたアジアからのインバウンドの県内周遊の促進を図ります。
- ・将来の需要にもつながる教育旅行の誘致を強化します。
- ・本県及び九州を来訪する外国人旅行者数の増加に向け、国際航空路線の誘致を推進します。

(4) 観光振興の体制強化

① 各地域の観光を支える人づくり

- ・学生や就職・転職希望者を対象とした合同会社説明会等の開催により、宿泊事業者の人材確保を支援します。
- ・外国人旅行者や高齢者、障がいのある方など、多様な旅行者に適切に対応できる接遇力や受入対応力の向上を図る研修会等を開催し、宿泊施設や観光事業者の人材育成の取組を支援します。
- ・県内の飲食店や宿泊施設等を対象に、食の多様性への理解を深めるための普及・啓発するセミナーを開催し、多様な食文化を有する旅行者に適切に対応できる人材の育成を図ります。
- ・国内外からの観光客が快適に旅行できる環境整備を促進するため、観光ガイドの育成及びスキルアップを図ります。

② デジタルマーケティングの強化

- ・観光ビッグデータ等の収集、分析により、観光振興施策に係るPDCAサイクルを確立し、デジタルマーケティングを推進します。

③ 観光関連団体の機能強化

- ・地域の観光協会やDMO等において、AIの利活用や災害時の対応といった、実践的な知識の習得を支援し、地域を支える組織の充実を図ります。
- ・観光連盟が登録DMOとして、観光による地域全体の活性化を戦略的に行うことが

できるよう支援します。

④ 市町村が実施する観光振興施策への財政的支援

- ・ 市町村がそれぞれの地域の現状と課題を踏まえ、創意工夫を凝らした観光振興施策が実施できるよう自由度の高い交付金を交付します。

3. 数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R13 年度)

11 産業人材の育成と雇用対策の充実

1. 基本的な方向性

- ① 産業の高度化や成長分野の拡大に応じた専門人材を育成するとともに、地域の中小企業の人材を育成・確保します。また、生産性の向上を図るため、AI を活用できる人材を育成します。
- ② あわせて、人口減少に伴い働き手の不足が深刻化する中、若者、女性、高齢者、障がいのある方、外国人など、働く意欲のある多様な人材が、それぞれの希望や能力に応じて活躍できる環境を整備し、産業や県民生活を支える人材を確保します。

2. 主要な取組

(1) 産業人材の育成・確保

① 成長分野の人材の育成

- ・ 「福岡半導体リスキリングセンター」において、高度半導体関連人材を育成するための実習・演習講座や、大学生・高専生を対象に半導体の製造企業を訪問するプログラムを実施します。
- ・ 若い世代にテクノロジー分野に興味・関心を持ってもらうため、中高生を対象とした「テクノロジー人材創成塾」を開催し、技術系企業で働くことを目指す人材を育成します。
- ・ 飯塚研究開発センターにおいて、高校生から社会人までの各段階に応じて、AI 等を活用した先端的教育を実施し、世界へ展開できる IT 製品を生み出す人材を育成します。
- ・ 九州大学と連携し、社会人を対象に水素分野における入門・初級から中・上級レベルまで網羅した体系的な人材育成カリキュラムを実施します。
- ・ DX 人材の育成が求められている中、専門高校において、専門分野の基礎となる基礎的な知識・技術の習得に加え、デジタル技術の活用など、急速に進展する技術革新や産業構造の変化に対応できる現状、先進技術に対応した実習設備や学習環境など、教育内容・環境の高度化への対応を図ります。
- ・ 県内に7か所ある高等技術専門校において、デジタル分野や EV 充電スタンド等のグリーン分野、介護等の人手不足分野など、地域や企業ニーズにマッチした職業訓練を実施します。

② 県内中小企業の人材育成・確保

- ・ AI や IoT 等のデジタル技術や、3次元設計、金型、めっき、生産・品質管理の製造基盤技術の講座を開催することにより、製造現場における生産性向上の中核となる人材を育成します。(再掲)
- ・ 高校生、大学生等を対象に、県内ものづくり企業の「オープンファクトリー」※や、合同

企業説明会を開催し、企業の認知度向上を図り、人材確保に繋げていきます。

※ 工場を一般に公開し、生産工程や技術、製品などを紹介する取り組み。

- ・「福岡県プロフェッショナル人材センター」において、県内の中堅・中小企業が新たに事業を展開する際に必要となる、技術開発、販路開拓、海外展開等に精通したプロフェッショナル人材の確保を支援します。(再掲)
- ・九州大学との連携により創設した「福岡県 CXO バンク」を充実させ、CXO 人材※とスタートアップや中小企業をマッチングすることで、企業の成長を支援します。(再掲)
- ・高度技術人材が豊富なインドとの連携を深め、企業と高度人材とのマッチングを促進します。

※ Chief X Officer の略であり、企業活動における X(業務・役割)の最高責任者。

③ 観光産業における人材の確保・育成（再掲）

- ・学生や就職・転職希望者を対象とした合同会社説明会等の開催により、宿泊事業者の人材確保を支援します。(再掲)
- ・外国人旅行者や高齢者、障がいのある方など、多様な旅行者に適切に対応できる接遇力や受入対応力の向上を図る研修会等を開催し、宿泊施設や観光事業者の人材育成の取組を支援します。(再掲)
- ・県内の飲食店や宿泊施設等を対象に、食の多様性への理解を深めるための普及・啓発するセミナーを開催し、多様な食文化を有する旅行者に適切に対応できる人材の育成を図ります。(再掲)
- ・国内外からの観光客が快適に旅行できる環境整備を促進するため、観光ガイドの育成及びスキルアップを図ります。(再掲)

④ 建設産業等における人材の確保・育成

- ・若者等に建設産業に関心を持ってもらうため、県と業界団体で構成する福岡県建設産業魅力発信実行委員会の取組により、PR 動画の配信や冊子の配布、セミナーの開催、高校生向けの現地見学会や小中学生向けの仕事体験のプログラム等を実施し、建設業界の魅力を発信します。
- ・建設業界と連携し、建設業における担い手不足や長時間労働の改善を図るため、デジタル技術を活用した働き方の効率化を促進します。
- ・地域企業と求職者を結びつける就職マッチングを行い、建設業の就業者増加を図ります。
- ・経営者層に対し、DX 化や分業体制の必要性、導入効果、好事例、各種助成制度を説明し、生産性向上に寄与する施策の積極的な導入を促します。

⑤ 技能の継承・振興

- ・職業実践専門課程として国に認定された学科を設置する専門学校に対して、企業等と共同で編成したカリキュラム等による職業実践教育に必要な経費等を助成し、企業等が求める人材の育成を図ります。

- ・ 労働者の技能を公証する国家検定制度である技能検定を実施するとともに、優秀技能者等の表彰を行います。また、県民に技能のすばらしさを伝え、ものづくりへの関心を高めるイベントや若手技能者育成を目的とした各種技能競技大会等への参加を促進します。
- ・ 技術・技能の継承を円滑に行うとともに、多様な人材が活躍できる環境を創出します。

⑥ 産業・企業や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進

- ・ 公立学校において、企業が求める実践的な人材育成、継続的な育成環境を整えるため、地域の企業や市町村等と連携し、地域産業のニーズに応じた新たな教育内容の取入れを図ります。（再掲）
- ・ 事業主等が実施する職業訓練について、国が定める基準に適合することを県が「認定職業訓練」として認定し、民間部門による職業訓練を支援します。
- ・ 職業実践専門課程として国に認定された学科を設置する専門学校に対して、企業等と共同で編成したカリキュラム等による職業実践教育に必要な経費等を助成し、企業等が求める人材の育成を図ります。

⑦ 農林水産業における確保・育成

- ・ 就業準備段階から経営の改善・発展段階までの一貫した支援を強化します。
- ・ 地域計画による農地の集積に連動した担い手の確保を推進します。
- ・ 担い手確保が困難な地域において、地域外の大規模経営体や企業の参入を推進します。
- ・ 中山間地域において、農業支援サービス事業体や建設事業者等と連携した生産活動を強化します。
- ・ 企業マインドを持って経営規模の拡大と生産性の向上に取り組む「企業型経営体」を育成します。
- ・ 農林水産業における DX 実装に対応したデジタル人材を育成します。
- ・ 女性農林漁業者の能力発揮と経営参画を推進します。
- ・ 人材確保や広域化等の推進により、集落営農法人の経営力を強化します。
- ・ 農林漁業団体と連携し、農林漁業者への技術・経営指導を強化します。
- ・ 農業大学校、農業高校や水産高校と連携を強化し、将来の担い手を育成します。
- ・ 農業大学校やトレーニングファーム等の研修機能を強化し、即戦力となる担い手を育成します。
- ・ 雇用就業者のスムーズな就業・定着に向け、就業前後のフォローアップを推進します。

(2) 働く意欲のある多様な人材が活躍できる環境づくり

① 魅力ある職場づくりの促進

- ・ 従業員の仕事と子育て、介護の両立を支援する取組を実行する企業の拡大を図り、希望に応じて誰もが仕事と家庭の両立ができ、働き続けることができる職場づくりを

促進するため、実行性のある認定制度を創設し、企業における人材確保及び多様な働き方が可能となる魅力的な職場環境づくりのさらなる推進を図ります。

- ・ 中小企業雇用環境改善支援センターによる県内企業向けの個別相談やセミナー等により、県内中小企業で働く労働者の雇用環境の改善を支援し、中小企業における人材確保・定着・育成を推進します。
- ・ 従業員の休暇取得促進や柔軟な働き方の推進に取り組む企業の取組事例やノウハウを見える化し、魅力ある職場づくりの輪を広げていきます。
- ・ 県内4地域に設置している労働者支援事務所において、賃金、解雇、職場でのいじめ、ハラスメント等の労働問題について、労働者、使用者の双方に対する労働相談やあっせんを行い、労使紛争の早期解決を支援します。
- ・ 就職の機会均等を図るため、国等と連携し、差別のない公正な採用選考を推進します。
- ・ 看護職員を安定的に確保するため、ライフステージに応じた「養成」「離職防止」「復職支援」に取り組むとともに、医療技術の進歩や医療ニーズの多様化に対応できる質の高い看護を提供するための支援に取り組みます。
- ・ こどもを育てる医療従事者の就労継続及び職場復帰を進めるため、病院内保育所、病児保育所の設置を促進します。また、女性医師の出産・育児等による離職を防ぎ、復職を促進するため、職場環境整備の取組を支援します。
- ・ 離職した看護職員の職場復帰と定着に向け、県ナースセンターにおいて看護の知識や技術を修得する復職支援研修、無料職業紹介等に取り組めます。
- ・ 介護離職を防止するため、企業等で働かれている方向けに、県ホームページに介護と仕事の両立に係る講座の動画を掲載し、周知しています。
- ・ 多様な人材が能力を発揮し、安心して働ける就業環境の整備を推進します。
- ・ 障がいのある方の活躍と新たな働き手の確保に向け、農福連携を推進します。
- ・ 法人経営等における外国人材の活用を推進します。
- ・ 農林漁業者の労働環境の改善と安全対策を推進します。

② 若者の県内就職促進

- ・ 若者就職支援センターにおいて、おおむね39歳までの若者を対象に、個別就職相談やセミナー等を通じたきめ細かな就職支援とともに、就職後の定期的なフォローアップにより、定着支援を推進します。
- ・ 県内大学等と地元企業による就職情報交換会を開催し、企業の人材の確保を支援します。
- ・ UIJターン就職支援協定締結大学と連携し、県外学生に対して県内企業の魅力を伝える場の提供や、就職活動に係る費用の負担軽減を図ることで、UIJターン就職を促進します。
- ・ 求人情報だけでは伝わらない本県の技術系企業の魅力、経営者や採用担当者の思い等を県内外の若者に伝えマッチングに結び付けられるよう、インターンシップ等を実

施し、県内技術系企業と若者の接点づくりを強化します。

- ・ 若者の未経験分野への就職を後押しするため、合同企業説明会によるマッチングから、就職後の分野別初任者研修（Off-JT）、及び職場定着に向けたフォローアップまでを一貫して支援します。
- ・ 若者サポートステーションにおいて、学校卒業後や離職後に一定期間無業の状態となった方（49歳まで）を対象に、心理相談も含めた個別相談、コミュニケーション能力向上のための研修、働く自信をつけるための就労体験、集団活動への適応力を養うボランティア活動等の機会を提供し、職業的自立を支援します。
- ・ ひきこもり状態にある人等が自宅からでも支援を受けられるよう、メタバース空間で個別相談や交流会等の就労支援を実施します。

③ 女性の就職支援

- ・ 女子学生が県内企業を知り、実際に活躍している女性と交流できる機会を提供します。
- ・ 就業相談から仕事と家庭の両立やキャリア形成まで、女性一人一人の状況に応じたワンストップの支援を行います。
- ・ 働きたいと願う女性が持続的にキャリアを積み重ねていけるよう、ライフステージの変化に合わせ、希望する働き方を選択できる環境づくりを進めます。
- ・ 女性が活躍しやすい職場づくりを進めるため、県内の経済団体や行政機関等と連携し、社会全体の気運の向上や企業への働きかけを行います。
- ・ 女性が働きやすい職場環境を整備するため、女性の健康上の特性について理解を深める取組を進めます。
- ・ 管理職から役員まで、企業で働く女性の一体的なキャリア支援のため、人材育成・人脈形成を進めます。
- ・ 子育て中の人々が職業訓練を受講しやすいよう、高等技術専門校での託児サービスの提供や、民間の教育機関等を活用した託児サービス付きの職業訓練やeラーニングを実施します。
- ・ 多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、両性の視点をもったきめ細やかな警察活動を行っていくため、積極的に男女の別なく適材適所の人事配置に取り組みます。（再掲）

④ 中高年の就職支援

- ・ 中高年就職支援センターにおいて、就職氷河期世代を含む中高年世代の求職者を対象にきめ細かな就職支援を行います。中高年齢者の就職が多く見込まれる職種のセミナーや合同会社説明会、インターンシップ等の機会を充実させるとともに、ハローワークと連携した職業紹介により早期再就職を支援します。
- ・ 国・県・経済団体等が連携して設置した「中高年世代活躍応援プロジェクト福岡県協議会」において、就職氷河期を含む中高年世代の不安定な就労状態にある方、長期にわたり無業の状態にある方、社会参加に向けた支援を必要とする方それぞれの

活躍を支援します。

⑤ 高齢者の就業支援

- ・ 行政、経済団体、労働者団体、高齢者関係団体、NPO・ボランティア団体等幅広い団体により組織する福岡県生涯現役社会推進協議会のもと、官民一体となって生涯現役社会づくりを推進します。また、企業等に対して、これまで生涯現役チャレンジセンターにおいて培われたノウハウを提供し、高齢者が活躍できる社会づくりを推進します。
- ・ 生涯現役チャレンジセンターにおいて、個別相談、合同会社説明会、就職セミナー等の事業を実施し、継続雇用、再就職、派遣やシルバー人材センターでの就業等、本人の希望に応じた多様な就労を支援します。
- ・ 高齢者の未経験分野への就職に対する不安を解消するための職場見学会を実施することで、生涯現役で活躍したい高齢者の新たなチャレンジを支援します。
- ・ 体力に自信がない高齢者等も、自分のペースで無理なく働くことができるよう、短期間・短時間の雇用の創出に取り組みます。
- ・ 50歳代の在職者が生涯現役で活躍するため、キャリアプラン相談窓口を設置し、キャリアアップ等を支援します。
- ・ 定年廃止や継続雇用等の導入を支援するセミナーを企業向けに開催することで、年齢に関わりなく、働き続けることができる雇用環境の整備を促進します。

⑥ 障がいのある人の就業支援

- ・ 企業における障がい者雇用への理解促進、雇用する企業の拡大、職域開拓等、障がいのある人が活躍できる場を拡げます。また、就職相談、マッチング、定着支援等により、障がいのある人の就職から定着までを切れ目なく支援します。
- ・ 障害者就業・生活支援センターにおいて、仕事を求める障がいのある人の身近な地域で、発達障がい者支援センターやハローワーク等の関係機関とネットワークを形成し、就業及びそれに伴う生活に必要な支援を行います。
- ・ 障がいのある人が働くために必要な技能を習得できるよう、福岡障害者職業能力開発校において計画的な職業訓練を実施します。
- ・ 障がいのある人に対し、県内各地域に民間の教育訓練機関等を活用した職業訓練や企業実習型の実践的な訓練を実施します。
- ・ 高等技術専門校においても、精神保健福祉士の配置や施設のバリアフリー化等障がいのある人の訓練環境の整備を進めます。
- ・ 知的障がいのある人を会計年度任用職員（スタッフ）として任用し、県庁内の文書の封入・発送業務やデータ入力作業等を行う「福岡県庁ワークサポートオフィス」の取組等により、障がいのある人の雇用を積極的に進めます。

⑦ 外国人材が働きやすい環境整備

- ・ 県内中小企業の外国人材の受入れ体制を強化するため、外国人に対する日本語研修等の助成や外国人を指導する日本人従業員向けの研修を実施します。

- ・ 外国人材がその能力を十分発揮し、適正に就労できるよう、企業向けの相談支援や外国人材を雇用する企業に対する講習の実施、県内登録支援機関に対する研修・啓発等に取り組むことで、外国人材の適正な労働環境の確保を行います。
- ・ 外国人材受入企業等が、育成就労・特定技能外国人材のキャリアパスを自ら設計できるよう、受入企業における長期的な育成・定着を促進します。
- ・ 多言語ポータルサイト「FUKUOKA IS OPEN」において、9言語で、就労、住居、医療などの制度やルール等日本で生活する上で必要な情報等を発信します。
- ・ 外国人が言語の心配なく相談できるよう、県や国等の外国人材に係る専門機関が一体となった「FUKUOKA IS OPENセンター」にて多言語・ワンストップで相談に対応します。
- ・ 地域日本語教室の開設・運営にかかる支援等、外国人が身近な地域で日本語を学べる環境を整備します。
- ・ 留学生の県内就職・定着を促進するため、留学生と県内企業を繋ぐマッチングの機会を提供します

3. 数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R13年度)

柱3 地域が結び付き、相互に発展する

12 社会基盤の整備と地域ネットワークの戦略的发展

1. 基本的な方向性

- ① 県民の生活を支える公共交通の維持・活性化を図り、誰もが移動しやすい環境を整備します。
- ② あわせて、成長産業の立地、物流機能の強化、観光振興、広域交流の拡大を見据え、道路、港湾、空港、産業用地、工業用水等の基盤整備を戦略的に進めることで、地域間の結び付きを強め、県全体の競争力を高めます。
- ③ また、人口減少を見据え、公共交通や生活サービスについて、広域連携やデジタル技術を活用しながら、効果的な提供体制を構築し、必要な機能とサービスの質を確保します。

2. 主要な取組

(1) 地域公共交通の維持・活性化

- ・ 担い手の確保や利用促進、官民連携による交通空白解消の取組等により、地域住民の暮らしを支える持続可能な移動手段の確保を図ります。
- ・ 交通DXの活用による地域交通網の改善や、多様なモビリティの活用等により、いつでも、どこへでも、快適に移動できる公共交通の実現を目指します。
- ・ まちづくりや観光との連携、交通GXの推進等、他分野との連携により、交通の価値最大化を図ります。

(2) 鉄道・道路ネットワークの整備

① 鉄道ネットワークの強化

- ・ 鉄道の利便性向上による交流人口の拡大に向け、都市間を結ぶ鉄道ネットワークの強化を図ります。
- ・ 九州新幹線の利用促進に取り組むとともに、東九州新幹線については、地域の政官財と一体となって県内の議論を喚起し、機運を醸成することで、早期の整備推進を図ります。

② 広域ネットワークの整備

- ・ 人流・物流の確保や活性化を図るため、東九州自動車道の4車線化事業等の高規格道路の整備をはじめ、高規格道路に位置付けている路線の具体的な検討を促進します。
- ・ 福岡空港とのアクセス強化を図る福岡高速3号線(空港線)延伸事業整備の推進をはじめ、交通のアクセス機能の強化を図るため、空港・港湾やインターチェンジ等と県

内各地域を結ぶ幹線道路のネットワーク整備やラストワンマイル※の道路整備を進めます。

- ・ 大規模災害時においても九州と本州を結ぶ信頼性の高いネットワークを構築するとともに、関門地域の交流・連携をより一層深化させるため、関門トンネルや関門橋の代替機能の確保、循環型ネットワーク形成による北九州・下関地域の一体的発展のために必要な下関北九州道路の事業化に向けた取組を推進します。
- ・ 地域間の連携が円滑に図られるよう、地域と地域を結ぶ基幹的な道路網の整備に取り組めます。
- ・ 平常時・災害時を問わない安定的な道路ネットワークの確保を図るため、緊急輸送道路や重要物流道路において、道路拡幅やバイパス等の整備を推進します。

※ 最終目的地までのわずかな範囲（ワンマイル、程度の範囲）

③ 地域の自立促進のための道路網の整備

- ・ 交通渋滞を緩和し交通の円滑化を図るため、道路拡幅、バイパス、道路と鉄道との交差部の立体化等の整備を進めます。
- ・ 高速道路の利便性向上による地域経済の更なる活性化や地域生活の改善を進めるため、スマートインターチェンジやアクセス道路の整備を推進します。

④ 戦略的な道路整備

- ・ 物流の効率化や企業誘致の促進のため、交通ビッグデータの分析に基づいた戦略的な道路整備（Fukuoka スムーズコネクト）に取り組めます。

（３）産業用地の整備

- ・ 県と市町村が連携して積極的な産業団地の整備を進めるため、県での団地整備を行うとともに、団地整備に取り組む市町村を支援します。また、企業の早期立地ニーズに対応した用地や施設を確保するため、市町村における遊休公共不動産の活用を支援します。（再掲）

（４）航空ネットワークの強化

- ・ 福岡空港の機能向上の早期実現に向けた取組を推進しつつ、未就航のアジア、北米、オーストラリア路線等の戦略的な路線誘致を行い、国内外のネットワークを拡充します。
- ・ 北九州空港の貨物拠点空港としてのさらなる発展を目指し、貨物定期便・チャーター便の誘致や空港の機能強化を推進します。
- ・ また、福岡空港では対応が困難な深夜・早朝便やLCC路線の誘致を進めること等により、北九州空港の旅客路線の再生を図ります。

（５）港湾の機能強化

- ・ 苅田港では、船舶の大型化や貨物需要の変化や増大に対応するため、国際ターミナ

- ル等の整備を進めるとともに、臨海工業団地の造成や新たな埋立等に取り組みます。
- ・ 三池港では、港湾機能の拡充、港の利用促進を図るため、関係機関と連携したポートセールスの強化や助成制度の活用を通じ、既存の国際フィーダー航路の維持・充実に取り組むとともに、休止中の国際定期航路の再開及び新規航路の誘致を推進します。あわせて、取扱品目の拡大や新たな貨物需要の掘り起こしに取り組めます。
- ・ 大牟田港、大島港、宇島港、芦屋港、若津港では、地域の実情を踏まえた整備を実施します。

(6) 行政・社会のデジタル化

- ・ AIをはじめとしたデジタル技術をフル活用した県民サービスの向上や行政事務の自動化・効率化を推進します。
- ・ 巧妙化するサイバー攻撃への対処や個人情報保護の要請に応じるため、サイバーセキュリティ及び情報セキュリティの更なる強化を図ります。
- ・ 行政手続のオンライン化を強力に推進し、利用率の向上を通じて県民のさらなる利便性向上を図る取組を推進します。
- ・ 光ファイバー網の整備に加え、5G AdvancedやBeyond 5G／6Gを見据えた次世代通信インフラの整備、及び衛星通信等の非地上系ネットワークの活用により、県内全域をカバーする強靱な高速通信環境の実現を推進します。
- ・ 高齢者等へのデジタル活用支援や中山間地域における住民へのサポートを行うデジタル支援員配置等、デジタルデバインド(情報格差)対策の取組を推進します。
- ・ 市町村業務の標準化、自治体標準システムの運用支援、市町村が利用するシステムの共同調達・共同利用の支援等、市町村行政手続きのデジタル化やオンライン化に向けた取組を推進します。
- ・ 市町村へのDX人材の派遣、市町村職員のデジタル研修事業等を推進します。
- ・ マイナンバーの利活用範囲の拡大について、国へ働きかけを強化します。

3. 数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R13年度)

13 地域活力の創出と地域共創のまちづくり

1. 基本的な方向性

- ① 地域独自の資源や魅力を再発見・再編集し、自治体、住民、事業者、NPO等が主体的に関わる「共創」の仕組みにより、自律的で活力あるまちづくりを進めます。
- ② あわせて、雇用、生活サービス、交流の機能を備え、周辺地域を支える拠点を、それぞれの地域の特性に応じた「極」として形成し、広域的な交流と連帯により地域の活力を高めます。

2. 主要な取組

(1) 地域共創の推進と市町村支援

(地域共創の推進)

① 地域活動等の推進

- ・ NPO や企業、行政などの多様な主体が協働で行う地域貢献活動に係る活動への助成や、他の模範となる優れた取組の表彰、優良事例の情報発信を行い、多様な主体間の協働を促進します。
- ・ NPO・ボランティア団体の資金調達や会計・税務、運営に関する相談に対応するなど、活動基盤の強化を図ります。
- ・ ボランティア募集や活動内容等の情報を提供するコラボステーション福岡ホームページを運用し、ボランティア活動に関心がある人の参加を促進します。
- ・ 災害対応、復興支援に取り組む NPO や関係団体と平時から連携を強化し、発災時には速やかに災害ボランティア活動の情報発信を行うとともに、支援団体間の情報共有の場を設ける等、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援します。
- ・ 企業の地域貢献活動を促進するとともに、包括提携協定締結企業と県との協働を推進します。

② 地域おこし協力隊

- ・ 地域おこし協力隊員を受け入れる市町村職員に対し、制度理解や効果的な募集・採用を促す研修等を強化します。
- ・ 地域の担い手として活動する地域おこし協力隊員に対し、地域課題解決のためのスキルアップや任期満了後を見据えた事業計画の策定、起業・就業に関する研修会等を拡充し、地域での定住を促進します。

③ 地域住民コミュニティ

- ・ 市町村職員や地域の担い手を対象に、地域の防災・防犯、高齢者の見守り等、様々な課題解決に向けたノウハウや先進事例を紹介する研修会を開催し、人材を育成し

ます。また、小さな拠点※の形成に対する助言、専門人材の派遣等により、地域住民のコミュニティの活性化を推進します。

※ 中山間地域等において、日常生活に必要な機能・サービス（買い物、福祉、交通手段等）を基幹集落に集め、確保する取組のこと。

（市町村政策立案伴走支援）

- ・ 市町村、民間企業、県が連携し、地域の課題を深く掘り下げ、複数の市町村が抱える課題を解決するための具体的な政策を立案する研修を実施します。

（２）地域活力の創出

① 極の形成

- ・ 都市圏への一極集中を是正するため、産業の振興、安全・安心なまちづくり、人材の育成といった取組を通じ、雇用・生活サービス・交流の機能を備えた地域の「極」を県内各地に形成します。また、デジタルや交通、広域連携でそれらを結びつけることで、福岡県全体の総力を高めていきます。

② 地域の基幹産業の振興、雇用の創出

- ・ 県と市町村が連携して積極的な産業団地の整備を進めるため、県での団地整備を行うとともに、団地整備に取り組む市町村を支援します。また、企業の早期立地ニーズに対応した用地や施設を確保するため、市町村における遊休公共不動産の活用を支援します。（再掲）
- ・ 半導体、自動車、ロボット、バイオ、宇宙などの先端・成長産業分野における戦略的な企業誘致を加速させます。（再掲）

③ 地域を支える人材の育成及び確保

- ・ 学生や就職・転職希望者を対象とした合同会社説明会等の開催により、宿泊事業者の人材確保を支援します。（再掲）
- ・ 外国人旅行者や高齢者、障がいのある方など、多様な旅行者に適切に対応できる接遇力や受入対応力の向上を図る研修会等を開催し、宿泊施設や観光事業者の人材育成の取組を支援します。（再掲）
- ・ 県内の飲食店や宿泊施設等を対象に、食の多様性への理解を深めるための普及・啓発するセミナーを開催し、多様な食文化を有する旅行者に適切に対応できる人材の育成を図ります。（再掲）
- ・ 国内外からの観光客が快適に旅行できる環境整備を促進するため、観光ガイドの育成及びスキルアップを図ります。（再掲）
- ・ 県内に7か所ある高等技術専門校で、デジタル分野や、EV充電スタンド等のグリーン分野、介護等の人手不足分野といった地域や企業ニーズにマッチした職業訓練を実施します。（再掲）

④ 持続可能な都市づくりの推進

- ・ 市町村や関係団体等と連携し、空き家の発生抑制、適正管理を促進します。
- ・ 活用可能な空き家の掘り起こしから利活用までを一体的に推進するとともに、子育て世帯等の住まいの確保につながる空き家の活用を推進します。
- ・ 関係団体と連携し、分譲マンションの管理組合による適切な維持管理を支援するとともに、大規模修繕や建替え等を含めた円滑な再生を促進します。
- ・ 都市機能が集積する拠点(街なか)の形成と公共交通軸の設定等により、豊かで暮らしやすい都市づくりを推進します。
- ・ 既成市街地の再生、有効利用を図るとともに、立地適正化計画の作成、見直しを行う市町村に対する支援を行います。
- ・ 市町村による景観計画の策定を積極的に支援し、地域独自の景観ルールづくりを通じて、周辺都市の状況・歴史・文化、その自然と調和した、県民が安らげる良好な景観形成を推進します。
- ・ 屋外広告物を優良なものへと誘導し、美しい景観の保全・創出を図るためのルール作りを行うとともに、屋外広告物に対する事業者、広告主、県民の意識向上を図ります。
- ・ 地域間の交流や地域内の活性化を支援するため、都市と地域を結ぶ道路網の充実や地域住民の生活の利便性・安全性を高める道路整備を推進します。

⑤ 地域間及び地域内道路ネットワークの形成

- ・ 地域間の交流や地域内の活性化を支援するため、都市と地域を結ぶ道路網の充実や地域住民の生活の利便性・安全性を高める道路整備を推進します。
- ・ 地域の産業を支え、自立を促進するため、地域と広域的な物流結節点の相互アクセス性や物流の効率性を高める道路整備に取り組みます。
- ・ 観光産業の活性化に向け、インターチェンジや駅と観光地のアクセス性向上に加え、観光地間の相互アクセスを強化する道路整備に取り組みます。

⑥ 生活道路の整備

- ・ 幅員狭小で自動車の円滑な運行に支障のある箇所や歩道未整備箇所の改善等、住民生活の利便性を高め、安全を確保するための生活道路の整備を進めます。
- ・ 交通渋滞を緩和し、交通の円滑化を図るため、交差点の改良や迂回するバイパス整備、交通容量を拡大するための拡幅等の整備に取り組みます。

⑦ 地域の特性を活かした稼ぐ力と農山漁村の賑わいを創出

- ・ 地域資源を活かした複合経営等を推進し、中山間地域の稼ぐ力を強化します。
- ・ 里業・森業・海業を推進し、新たな収益機会を創出します。
- ・ 農山漁村の魅力発信や都市部との交流促進により、関係人口を拡大します。

(3) 県境地域・離島の振興対策

(県境地域の振興)

① 産業の振興

- ・ 自動車・半導体メーカーと近接する地理的優位性を活かした企業誘致を推進し、新たな雇用を創出します。
- ・ DX・AIの活用により農林水産業の生産性向上や経営の法人化を促進し、地域の付加価値を最大化します。
- ・ 伝統文化や地域資源を活用したイベント開催等により、地域と深い繋がりを持つ人の獲得を目指します。

② 安全・安心なまちづくり

- ・ 流域治水や防災インフラの整備、地域公共交通の維持・確保を推進し、レジリエントなまちづくりを構築します。
- ・ 外国人が安全・快適に生活・就労できる多文化共生社会を形成します。

③ 人材の育成

- ・ 産学官連携による半導体等の先端技術人材及び地域を支える農林漁業者の確保・育成を強力に推進します。
- ・ こどもの多様な体験活動機会を創出し、地域の未来を担う人材を育成します。
- ・ 移住・定住を促進するため、就業・居住・交流が一体となった体験プログラムを提供し、地元企業とのマッチング機会を構築します。

④ 県境地域の振興に係る事業の推進

- ・ 豊築地域・有明地域といった県境地域の振興に係る事業を推進します。

(離島の振興)

- ・ 人口流出、高齢化等により活力が低下している離島の活性化を図るため、離島振興事業を実施する福岡県離島振興協議会等を通じ、離島と本土の交流促進を図ります。

3. 数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R13年度)

14 移住・定住の促進と地域コミュニティの醸成

1. 基本的な方向性

暮らす場所として選ばれる地域づくりを進めるとともに、移住者や関係人口が地域になり、住民、学生、NPO・ボランティア団体等と共に地域を支え、盛り上げるコミュニティを醸成します。

2. 主要な取組

(1) 移住・定住の促進

① 相談体制・情報発信の強化

- ・ 市町村と連携して農林漁業や地場産業等、地域の特色ある就業体験の場を掘り起こし、就業・居住・交流が一体となった体験プログラムを提供することで、移住希望者による移住の検討を支援します。
- ・ 県内の中小企業や人材が不足している職種への就職・移住や、本県に就職する学生の移住を支援することで、地域を支える人材を確保します。
- ・ 本県の移住相談窓口でのきめ細かな相談対応はもとより、オンライン相談会の定期的な開催、首都圏等で開催される移住イベントへの出展により、移住希望者が利用しやすい相談体制を整備します。
- ・ 「移住・定住ポータルサイト」や各種SNS、首都圏や県内で開催されるイベントを通じて本県の魅力や住みやすさをPRする等、移住・定住を促す情報発信を強化します。

② UIJ ターン就職の促進

- ・ UIJターン就職支援協定締結大学と連携し、県外学生に対して県内企業の魅力を伝える場の提供や、就職活動に係る費用の負担軽減を図ることで、UIJターン就職を促進します。

③ 空き家等の活用

- ・ 「移住・定住ポータルサイト」において、実際の移住者による空き家の活用事例や各市町村の空き家バンクのリンクを掲載することで、空き家を活用した移住を促進します。

(2) 地域コミュニティの醸成

① 地域おこし協力隊

- ・ 地域の担い手として活動する地域おこし協力隊員に対し、地域課題解決のためのスキルアップや任期満了後を見据えた事業計画の策定、起業・就業に関する研修会等を実施し、地域での定住を促進します。

② 地域伝統行事お助け隊

- ・ 伝統行事の実施団体から要請のあった支援活動に対し、「地域伝統行事お助け隊」としてボランティアを派遣することにより、地域の活力の維持・向上を図るとともに、地域と深い繋がりをもつ人を増やす取組を促進します。

③ 地域共創のまちづくり

- ・ NPO や企業、行政などの多様な主体が協働で行う地域貢献活動に係る活動への助成や、他の模範となる優れた取組の表彰、優良事例の情報発信を行い、多様な主体間の協働を促進します。(再掲)
- ・ NPO・ボランティア団体の資金調達や会計・税務、運営に関する相談に対応するなど、活動基盤の強化を図ります。(再掲)
- ・ ボランティア募集や活動内容等の情報を提供するコラボレーション福岡ホームページを運用し、ボランティア活動に関心がある人の参加を促進します。(再掲)
- ・ 災害対応、復興支援に取り組む NPO や関係団体と平時から連携を強化し、発災時には速やかに災害ボランティア活動の情報発信を行うとともに、支援団体間の情報共有の場を設ける等、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援します。(再掲)
- ・ 企業の地域貢献活動を促進するとともに、包括提携協定締結企業と県との協働を推進します。(再掲)
- ・ 県内の公営物の管理者と連携し、道路、河川、海岸の清掃や環境保全、その他愛護活動を行うボランティア団体の活動を支援します。
- ・ リモコン式草刈機及び自走式草刈機の貸出等、参加者の負担軽減に向けた支援に取り組めます。
- ・ 農山漁村の魅力発信や都市部との交流促進により、関係人口を拡大します。

(3) 学びの拠点と地域教育の推進

- ・ 福岡自治研修センター(愛称:まなびのやど福岡)において、県民に学びの場を提供し、学習活動及び交流を促進します。
- ・ 社会教育活動の活性化に向けた人的ネットワークの構築を図るとともに、その中核となる社会教育主事等の社会教育関係職員の一層の資質向上を図ります。
- ・ 関係機関・団体との連携・協力体制を強化することにより、社会教育活動の活性化を図ります。
- ・ コミュニティ・スクール(学校運営協議会)や地域学校協働本部の導入・実践に取り組む市町村に対して支援します。(再掲)
- ・ 県民の学習ニーズや現代的課題に即した学習プログラムの開発に取り組むことにより、県立社会教育施設の機能充実・利用促進を図ります。
- ・ ICTを活用しながら、県民の学習ニーズや現代的課題に対応した学習機会や情報を提供するとともに、学習成果を活用する機会の充実を図ります。
- ・ 大学、市町村、民間等の学習講座、ボランティア活動、リカレント教育情報を網羅的に

収集し、「ふくおか生涯学習ひろば」で提供することで、県民の学習意欲を喚起します。

- ・ 県が設立している三公立大学法人が有する知的資源を生かした公開講座やリカレント教育の充実に取り組みます。

3. 数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R 1 3年度)

柱4 安全・安心で、心豊かに暮らせるまちをつくる

15 脱炭素・循環型社会の構築と気候変動への適応

1. 基本的な方向性

- ① 温室効果ガス削減等の緩和策と、防災・減災を含めた適応策を一体的に推進し、脱炭素社会への移行を目指します。
- ② あわせて、廃棄物の発生抑制や再使用、再資源化を進め、資源循環の仕組みを構築するとともに、廃棄物等の適正処理の確保を目指します。
- ③ さらに、環境負荷の軽減を経済成長や産業競争力の強化につなげ、経済と環境が好循環する持続可能な社会の実現を目指します。

2. 主要な取組

(1) 脱炭素社会の構築

① 温室効果ガスの排出削減（緩和策）

- ・ 洋上風力発電の導入促進（産業集積支援、人材育成を含む）を強力に推進するとともに、ペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池の県有施設への率先導入や民間企業の実証支援等、再生可能エネルギー等の利用を促進します。（再掲）
- ・ 低利融資制度による中小企業の再エネ・省エネ設備等の導入の後押しや、福岡県地球温暖化防止活動推進センターでの相談窓口の開設・専門家派遣を通じた運用改善・設備更新の助言等、産業部門の脱炭素経営への移行を促進するための対策、太陽光発電設備や断熱住宅等の普及促進など家庭部門における対策、電動車や省エネ性能の高い車両の導入促進など運輸部門における対策等、省エネルギー対策を強化します。
- ・ 市町村等における脱炭素地域づくりを支援することにより、脱炭素型の都市・地域づくりを推進します。
- ・ 産業の脱炭素化に向け、技術開発動向を注視しつつ、電化・燃料転換、CCUS 等のGX 技術に関する調査や活用等を支援します。（再掲）
- ・ バイパス整備や4車線化等の道路整備を行うことで円滑な交通を確保するとともに、エコドライブの普及啓発や次世代自動車等の普及促進に取り組みます。
- ・ 令和 8 年 6 月に策定した「福岡県道路脱炭素化推進計画」に基づき、道路関係車両の電動化、道路照明のLED化、再生可能エネルギーの活用、低炭素アスファルトの導入促進、低炭素な建設機械の導入促進、自転車通行空間の整備、主要渋滞箇所対策、次世代太陽電池の実証、更なる低炭素材料の活用の検討、グリーンインフラの活用、さわやか道路美化促進活動に取り組みます。
- ・ 歩行者や自転車の通行空間を整備し、公共交通機関の駅・停留所等から主要施設への利便性を高めるとともに、地域公共交通の利用促進や環境負荷の低減に寄与

する交通GXの実現を図ることにより、脱炭素化を推進します。

- ・ 警察施設の省エネルギー化に向けた取組を推進します。
- ・ 省エネルギー性能の高い住宅の普及や既存住宅の省エネ改修を促進するため、地域の住宅産業を担う事業者の技術力向上を推進します。

② 温室効果ガスの吸収源の拡大（緩和策）

- ・ 森林の保全や都市の緑化、県産木材の利用促進に加え、ブルーカーボン（藻場や干潟等の海洋生態系による二酸化炭素の吸収・固定）の活用等の支援により、温室効果ガスの吸収源の拡大を図ります。

③ 環境教育

- ・ 県民一人一人が様々な環境課題について考え、環境配慮行動を実践できるよう、ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れ、ICTを活用した学習ツールや出前講座等を提供し、学校、社会教育施設、地域や職場等における幅広い年齢層への環境教育・環境学習を推進します。

（２）循環型社会の構築

① 資源循環の推進

- ・ 建設資材や生活関連製品のリサイクル製品認定制度の運用によるリサイクル製品の利用促進、フードバンク活動※や食べ残し持ち帰りの普及促進による食品ロス削減等、県民・事業者の3Rの取組を推進し、持続可能なライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図ります。
- ・ 「ふくおかプラスチック資源循環憲章」に定めた「ワンウェイプラスチックの使用削減」「効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進」「バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進」の3つを柱に、プラスチック資源循環の促進に取り組めます。
- ・ 福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいて、廃棄物の特性に応じて、リサイクル技術や分別回収等の社会システムの研究開発及び実用化を産学官民の連携により推進します。
- ・ 経済安全保障に資する「GBNet 福岡」の取組発展による、使用済 EV バッテリーの資源循環を確立します。
- ・ 新築や建替え等に伴う環境負荷を低減するため、民間事業者と連携して、住宅ストックの利活用を推進します。
- ・ 下水汚泥の資源化（固形燃料化等）を促進します。
- ・ 下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスの発電利用を促進します。

※ 食品企業の製造工程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動。

② 廃棄物等の適正処理の確保

- ・ 産業廃棄物の排出事業者・産業廃棄物処理業者に対する適正処理の指導を行うとともに、多量排出事業者に自主的な減量や再資源化への協力を求め、排出抑制及

び資源循環利用を促進します。

- ・ 幅広い世代が参加しやすい清掃イベントなどの啓発事業を実施するとともに、陸域を含めた県全体において企業・団体・自治体・個人が行う清掃活動を支援し、海岸漂着ごみ問題に対する県民の意識向上を図ります。
- ・ 産業廃棄物や使用済金属・プラスチック物品の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応のため、本庁及び保健福祉環境事務所合同の立入検査、休日・夜間パトロール等の実施により監視指導の強化に取り組むとともに、ICTやAIの活用による効率的かつ効果的な監視指導を進めます。また、悪質な違反行為については、取締りを強化します。
- ・ 環境行政部局との連携や各種警察活動を通じた情報収集により、産廃物事犯等の環境事犯を早期に認知し、広域的・組織的に取行される事犯や行政指導に従わない悪質な事犯に重点を置いた取締りを推進します。

(3) 気候変動への適応

- ・ 暑さ指数や熱中症警戒アラート等を活用した注意喚起、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）及び涼み処の拡充、住宅・建築物の断熱性能向上、都市緑化、まちなかの暑熱・熱中症対策等により、健康で快適に暮らせる生活環境を確保します。
- ・ 流域治水や都市の浸水対策に当たっては、河川・農地・森林・ため池・都市緑地等が有する保水・遊水・浸透機能を活用するグリーンインフラや、自然生態系を活用した防災・減災であるEco-DRRの考え方を取り入れ、治水、防災、生物多様性保全、暑熱緩和を一体的に推進します。
- ・ 高温耐性品種の開発・普及、農業用水の安定確保、病虫害対策の強化等により、農業経営の安定を支援します。
- ・ デング熱等の蚊媒介感染症の発生状況を把握・分析し、県民や医療関係者へ情報を提供します。
- ・ 県営都市公園の整備における緑地の適切な保全及び緑地空間の創出等により地域緑化を推進します。

3. 数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R13年度)

16 自然との共生と快適な環境の形成

1. 基本的な方向性

- ① 豊かな自然を次世代へ継承するため、自然環境の保護や生物多様性の保全・回復を進め、人と自然が調和する地域づくりを推進します。
- ② あわせて、大気・水・土壌環境の保全等を進め、安心して健康に暮らせる快適な生活環境を形成します。

2. 主要な取組

(1) 自然共生社会の推進

- ・ 「福岡県生物多様性戦略」に基づき、希少種の保護や外来種対策、多様な主体の参加促進など、生物多様性保全の取組等を推進します。
- ・ 自然公園等の保護及び適正な利用を図り、施設等を整備するとともに、九州自然歩道の魅力発信等により、自然とのふれあい活動を促進します。
- ・ 環境に著しい影響を及ぼすおそれがある大規模な開発事業について、環境への配慮が行われるよう、環境影響評価制度等を適切に運用します。
- ・ 公共工事の実施に当たっては、「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」に基づき、生物多様性に配慮した公共工事を推進します。
- ・ 県民一人一人が様々な環境課題について考え、環境配慮行動を実践できるよう、ESD(持続可能な開発のための教育)の視点を取り入れ、ICTを活用した学習ツールや出前講座等を提供し、学校、社会教育施設、地域や職場等における幅広い年齢層への環境教育・環境学習を推進します。(再掲)

(2) 環境保全対策の強化

- ・ 老朽化した保健環境研究所を移転・建替えし、県民の命と健康、環境の保全を図るため、新たな課題解決に向けた試験・検査、調査・研究、人材育成、県民向けの教育・普及啓発に取り組みます。
- ・ ブルーカーボン創出に繋がる藻場の再生や海域の栄養塩類管理等により、漁場環境を保全します。

(3) 動物愛護の推進

- ・ 動物愛護フェスティバル等の機会を通じ、県民に動物の愛護や終生飼養、不妊去勢手術の実施等適正飼養について普及啓発します。
- ・ 飼い主に対し、所有明示の啓発を行うとともに、マイクロチップ(個体識別のための固有番号が記録された電子標識器具)の普及を促進します。
- ・ 市町村や地域住民と協力し、地域猫活動を推進します。
- ・ 動物愛護団体との連携を強化し、譲渡を促進するとともに、譲渡不可と判定された犬

猫の致死処分削減に取り組みます。

- ・ 地域社会で深刻な問題となる多頭飼育問題について、関係機関と連携し、発生の未然防止と発生時の問題解決に取り組みます。

(4) 世界文化遺産の価値を守る開発管理と環境保全の推進

- ・ 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」や「『神宿る島』宗像・沖ノ島関連遺産群」保護のための緩衝地帯において、景観や自然環境に悪影響を及ぼす恐れのある開発行為（風力発電施設の設置等）について適正な規制の運用を図ります。あわせて、事業計画が遺産の顕著な普遍的価値に与える影響を事前評価する「遺産影響評価（HIA）」の仕組みを運用し、開発と環境保全の両立を図ります。
- ・ 世界文化遺産周辺の清掃活動や自然環境保護の体験プログラムである「クリーンツーリズム」を推進し、地域住民や企業と協働して遺産を取り巻く豊かな自然環境を守り育てる仕組みを拡充します。

(5) 快適な生活環境の保全・形成

- ・ 大気、水質に関する環境基準等の目標達成と維持、土壌汚染に係る適切な管理の指導により、県民の健康被害を防止します。
- ・ 保健環境研究所において、定期的なモニタリング（環境測定）や大気汚染予報の発信等を行うとともに、生活環境の保全に関する課題の解決に向けた研究を推進します。
- ・ 近年、窒素やリンなどの栄養塩類の不足等による水産資源への影響が課題となっていることを踏まえ、水質の保全はもとより、生物の多様性及び生産性が確保されるきれいで豊かな海づくりを推進します。
- ・ デジタル化した騒音等の規制区域図を「福岡 そうおん・しんどう・あくしゅう マップ」としてWeb公開し、県民・事業者の利便性の向上を図ります。
- ・ 水道事業の経営基盤強化のため、「福岡県水道広域化推進プラン」に基づき、市町村の区域を超えた水道広域化の取組を推進します。
- ・ 「福岡県汚水処理構想」に基づき、下水道及び浄化槽の整備を促進します。
- ・ 安全で安心な水を安定的に供給するため、既存施設の維持・補修や節水意識の啓発や雨水・再生水の利用促進に取り組みます。
- ・ 県営都市公園や河川等の整備・利活用を推進し、地域住民の多様な余暇活動や健康増進を支える場を充実させる等、快適な生活環境の創出を図ります。
- ・ 地域住民、関係団体等に対する啓発、助言、情報提供等を行い、美しいまちづくりへの参画を促進します。
- ・ 住民や企業等が地域一体となって取り組み、地域の特色を活かして環境に配慮しつつ、花や草木で生活空間を彩ることで、県内における美しい景観まちづくりを推進します。
- ・ 市町村による景観計画の策定を積極的に支援し、地域独自の景観ルールづくりを通

じて、周辺都市の状況・歴史・文化、その自然と調和した、県民が安らげる良好な景観形成を推進します。(再掲)

- ・ 屋外広告物を優良なものへと誘導し、美しい景観の保全・創出を図るため、屋外広告物に対する事業者、広告主、県民の意識向上を図ります。(再掲)
- ・ 老朽化した県営住宅の建替えに加え、「3点給湯」や「バリアフリー」に対応した子育て支援型改善を実施し、快適な住環境の形成を図ります。
- ・ 社会資本整備や土地利用等について、生態系ネットワークの保全・再生・活用、健全な水循環の確保等、グリーンインフラ(自然環境が有する多様な機能を活用した社会資本整備や土地利用)を活用した自然共生地域づくりを推進します。

3. 数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R13年度)

17 防災・減災と県土強靱化

1. 基本的な方向性

- ①これまでの災害からの復旧・復興に取り組みます。
- ②あわせて、施設整備などのハード対策と、避難体制や防災情報の的確な伝達などのソフト対策を一体的に進め、激甚化する災害から県民の命と暮らしを守る強靱な県土を構築します。

2. 主要な取組

(1) 地域防災力の向上

- ・ 災害に対する日頃の備えや避難行動に役立つ情報について、県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、防災ホームページや出前講座の開催等により、積極的に発信します。
- ・ 自主防災組織に対して、防災に関する知識や技術の習得を目的とした研修・訓練を実施し、地域防災力の中核を担う人材育成に取り組みます。
- ・ 消防団員の加入促進に取り組む市町村を支援するとともに、女性や学生、消防団OB、被用者といった多様な人材の参画を促進するため、女性が活動しやすい環境・施設の整備や、災害対応・後方支援に特化した機能別団員制度の導入促進、従業員の消防団活動に対する企業の理解促進に取り組んでまいります。
- ・ 外国人に対する災害等の情報提供等、在住外国人への防災対策の充実を図ります。

(2) 災害対応力の強化

① 災害対応力の強化

- ・ 「福岡県地域防災計画」等の各種計画の更なる充実を図ります。
- ・ 市町村地域防災計画、災害対応マニュアルの見直しや改善等、市町村防災力の強化を支援します。
- ・ 市町村に対し、避難所という場所に着目した支援から、避難者等一人一人に着目した支援へ転換を促すとともに、避難生活における良好な生活環境の確保を支援します。
- ・ 災害時に、高齢者や障がいのある人等特に配慮を要する人、いわゆる要配慮者が円滑に避難し、避難先で必要な支援が受けられるよう、避難行動要支援者の個別避難計画の作成や福祉避難所の充実等、市町村の取組を支援します。
- ・ 県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や協定事業者等からの調達が困難になった場合等に備え、広域自治体として市町村を補完する立場から、物資の備蓄の充実とともに、調達体制の整備を図ります。
- ・ ジェンダー平等・男女共同参画の視点を持った災害対応人材の育成や防災会議における性別の偏りを是正する等、多様な視点による防災体制づくりに取り組みます。

(再掲)

- ・ 原子力災害に係る事前対策として、情報収集・伝達体制、モニタリング体制、防護資機材の整備等を行います。併せて、緊急時モニタリング、住民避難、原子力災害医療等の訓練の実施とその検証を重ねて、応急対策の実効性を高めます。
- ・ 関係団体との災害時応援協定の締結等により、災害への対応を強化します。
- ・ 災害拠点病院、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化に取り組むとともに、災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む。)や保健医療福祉活動チームなどの関係機関との連携強化を進め、災害時における医療提供体制の更なる強化を図ります。
- ・ 要配慮者に適切な支援を行うため、福岡県社会福祉協議会と連携し、福祉専門職による災害派遣福祉チーム(福岡 DWAT)の充実強化に取り組みます。
- ・ 災害対処能力の向上や関係機関と連携した県民の防災意識を高める取組を推進します。
- ・ 災害が発生した場合は、迅速に部隊を投入するとともに、関係機関とも協力し、事態の対処、被害の拡大防止、被災者の支援活動等を推進します。
- ・ 県内の有害物質を取り扱う事業所の情報等を集約し、災害等による水質事故発生時において、迅速な情報共有と、市町村等の関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 市町村における災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を可能にするため、関係機関との連携強化や市町村職員への研修・訓練、初動対応実践マニュアルの作成支援等を通じて、処理体制の整備を進めます。
- ・ 災害発生時における速やかな住宅支援を実現するため、関係機関と協力・連携し、迅速かつ的確に対応できる体制を構築します。
- ・ 地震による被災建築物の応急危険度判定活動を円滑に実施するため、講習会を通じ判定士の登録を促進します。また、模擬訓練により実際の判定拠点等において判定士の指導・支援を行う判定コーディネーターを養成します。
- ・ 飼い主に対し、災害時の同行避難等に必要な備えについて啓発します。
- ・ 災害時に防災拠点となる市町村庁舎、学校、病院等の耐震化を促進します。
- ・ 災害発生時における被災動物の保護や避難所での飼養等について、関係機関と連携し、対応します。

② 災害からの復旧

- ・ 災害により被災した道路や河川、農地、農業水利施設等の復旧を加速します。
- ・ 被災状況を迅速に把握するため、DX(ドローン等)を推進します。
- ・ 災害復旧に当たっては、原形復旧のみならず、機能を向上させる改良復旧事業の活用も含めて検討し、再度災害の防止に努めます。
- ・ 令和7年3月に改訂した「福岡県道路啓開計画(第2版)」に基づき、大規模な災害が発生した場合、道路啓開を行い、孤立した地域の早期解消を目指すとともに、コンテナトイレの活用にも取り組み、円滑な災害応急対策活動を支援します。

- ・ 地域の復旧・復興の拠点として、ハード・ソフト対策を強化し、広域的な防災機能を担う「防災道の駅」の整備を推進します。

(3) 強靱なインフラ整備と防災機能の拡充

① 流域治水等の推進

- ・ これまでの河川、下水道等の整備による治水対策に加え、グラウンド等に雨水を貯留・浸透させ、河川への流出を抑制する等の取組を示した「流域治水プロジェクト」を策定し、国・県・市町村のみならず、流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進します。
- ・ 危険度情報をあらかじめ提供するほか、水位計や河川監視カメラの機能向上を図る等、災害時の避難活動に資する河川や土砂災害等の防災情報を更に充実します。また、関係機関と連携し、県境を含む防災体制の強化を推進します。
- ・ 道路の雨量通行規制の実績を踏まえ、現状に祖臆した規制基準、規制区間の見直しを行い、より一層安全で円滑な交通の確保を図ります。
- ・ 災害に強い県土の構築に向け、デジタル技術を活用し、道路、河川等の自然災害対策を推進します。

② 耐震化の推進

- ・ 地震等による被害の軽減を図るとともに、円滑かつ迅速な応急活動や地域の産業・人流・物流を維持できるよう、道路、河川、港湾等のインフラ施設の耐震化を進めます。

③ 老朽化対策の推進

- ・ 道路、河川、港湾、砂防等のインフラ施設を将来にわたり安全に利用していくため、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を進めます。
- ・ 道路の陥没事故を未然に防止して、安全安心な道路交通を確保するため、県管理道路の路面下空洞調査を行い、陥没危険度の高い空洞の速やかな補修を実施します。

④ 防災対策の推進

- ・ 安全で信頼性の高い道路空間を確保するため、道路防災点検等を実施し、道路法面の崩壊、落石等、災害の恐れのある箇所について道路防災対策を促進します。

⑤ 強靱なネットワークの整備

- ・ 平常時・災害時を問わず人流・物流を確保した道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や重要物流道路において、道路拡幅やバイパス等の整備を推進します。
- ・ 大規模災害時においても九州と本州を結ぶ信頼性の高いネットワークを構築するとともに、関門地域の交流・連携をより一層深化させるため、関門トンネルや関門橋の代替機能の確保、循環型ネットワーク形成による北九州・下関地域の一体的発展のために必要な下関北九州道路の事業化に向けた取組を推進します。

⑥ JR 日田彦山線の地域振興

- ・「福岡県日田彦山線沿線地域振興計画」に基づき、域内の人口確保と域外から人を呼び込むための魅力ある地域づくりや、地域が潤う産業振興を推進します。

⑦ 激甚化・頻発化する災害に備え、防災・減災対策を強化

- ・農業水利施設の長寿命化やため池整備等により、防災・減災機能を維持・強化します。
- ・クリークの先行排水をはじめとする流域治水の取組により、湛水被害のリスクを低減します。
- ・森林の荒廃を未然に防止し、災害に強い森林（もり）づくりを推進します。
- ・激甚化・頻発化する災害に備え、収入保険制度等への加入を促進します。
- ・被災した農林水産施設は速やかに復旧し、農林漁業者の経営継続を支援します。

⑧ 盛土規制法に基づく基礎調査

- ・盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土調査）を推進します。

（４）既存施設の耐震化と老朽化対策

- ・防災拠点となる市町村庁舎等については、市町村の意向を踏まえ、県の耐震改修促進計画に防災拠点建築物として位置づけ、耐震化にかかる国の補助制度を最大限活用できるようにすることにより、耐震化を促進します。
- ・耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物については、耐震改修工事費の助成を行うとともに、耐震化の早期着手、早期完了を関係自治体と共に働きかけていきます。
- ・耐震診断が義務付けられた大規模建築物以外の民間施設については、耐震改修セミナーの開催や、耐震改修相談窓口の設置等により、建物所有者の耐震化に対する意識向上、普及啓発を図っていきます。
- ・市町村と連携し、住宅の耐震診断・耐震改修への支援や老朽化した住宅の除却を促進し、住宅の耐震化を推進します。
- ・住宅所有者の耐震化に対する理解を深めるため、市町村や民間事業者団体等と連携し、耐震化の必要性や支援制度等に関する普及啓発を推進します。
- ・耐震診断及び耐震改修を担う技術者や事業者の確保・育成に向け、講習会等を通じた人材育成を推進します。
- ・「上下水道耐震化計画」に基づき、浄水場や下水処理場などの急所施設や避難所、災害拠点病院などの重要施設に接続する上下水道管路について、優先的に耐震化を推進していきます。
- ・「下水道施設個別施設計画」に基づき、老朽化した施設について、DX を活用しながら、予防保全、事後保全の観点から、計画的に改築更新を行います。
- ・市町村等に対し、国の交付金を活用した計画的・効率的な老朽管等の水道施設の

更新を推進します。

- ・ 私立学校の校舎等の耐震化工事への助成等を実施し、耐震化を促進します。

3. 数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R 1 3年度)

18 文化芸術の力によるウェルビーイングの向上

1. 基本的な方向性

- ① 県民が日常生活の中で文化芸術に親しみ、豊かな感性や創造性を育むことができる環境を整えます。
- ② あわせて、次代を担うアーティストや文化芸術活動を支える人材を育成し、文化芸術の力により、地域のつながりや創造性を高め、県民一人ひとりが生きがいや幸せを実感できる社会を実現します。

2. 主要な取組

(1) 文化芸術の振興

- ・ 県営大濠公園南側において、本県の文化芸術の拠点施設となる新たな県立美術館を整備し、開館後は、魅力的な展覧会の開催や教育普及活動等を通じて、広く県民に文化芸術の鑑賞・参加・創造の機会を提供します。
- ・ 市町村や文化芸術団体と連携して、県内各地域で「ふくおか県芸術文化祭」を開催し、広く県民に文化芸術の鑑賞・参加・創造の機会や交流の場を提供します。
- ・ 「大濠公園能楽堂」において、能楽（能・狂言）の公演の場を提供するとともに、能楽に親しんだことがない人をはじめとした誰もが楽しめる公演の開催やこどもを対象とした「子ども能楽教室」等を開催します。
- ・ 「九州国立博物館」において、親しみやすく楽しい常設展や特別展を開催し、文化財の魅力を発信します。
- ・ 九州国立博物館「きゅーはく号」による移動博物館の取組等文化財を活用した教育普及活動に取り組みます。
- ・ 「海の道むなかた館」等のガイダンス施設における展示解説の充実を図るほか、ウェブサイトでのMUNAKATA ARCHIVESを通じて、貴重な資料の公開を進めます。
- ・ 県内各地で世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」企画展やパネル展、「神宿る島」宗像・沖ノ島関連遺産群公開講座を開催し、県内外の来訪者が遺産の歴史的背景や価値を深く理解できる機会を創出します。
- ・ 専門家の指導・助言のもと、構成資産の保存や調査研究を行います。また、国内外の専門機関とも連携しながら、遺産の歴史的価値を再発見し、その成果を広く県民に共有することで、守り継ぐべき大切な文化遺産として、次世代へ継承します。県有文化施設において、国内外のトップレベルの芸術家や芸術団体による公演、安価な入場料で楽しめるコンサート、こども連れの家族でも楽しめる演奏会のほか、デジタルアーカイブ化された舞台映像の上映会の開催や国内外の優れた作品を紹介する美術展を開催します。
- ・ 福岡共同公文書館において、歴史公文書の適切な保存に取り組み、利用促進を図るとともに次世代へ継承します。

- ・ 県立の歴史系博物館施設である九州歴史資料館において、文化財の調査・研究成果を活用した教育普及活動とともに、こどもたちの文化財への興味関心を高める取組を行います。
- ・ 九州歴史資料館で所蔵する資料のデジタル・アーカイブ化により、本県の文化財を未来へ確実に保存・継承するとともに、歴史文化に触れる機会の充実を図ります。

（２）文化芸術に親しむことができる環境づくり

- ・ アーツカウンシルを設立し、専門的な視点から、本県の文化芸術を担う人材の育成、地域における文化芸術活動の促進、県民の文化芸術活動の基盤整備に取り組み、本県の文化芸術が育ち、発展し続ける環境づくりを目指します。
- ・ トップレベルの文化芸術公演を誘致し、鑑賞に伴う経済的負担を軽減することで、誰もが質の高い文化芸術に触れられる機会を確保し、文化芸術による活力ある地域社会の形成を図ります。
- ・ 新たな県立美術館を年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが安心して美術館活動に参加できる「ユニバーサルミュージアム」として整備し、展覧会やイベント毎に必要なサポートを行います。
- ・ 九州芸文館において、絵画、彫刻、陶芸等を学ぶ講座の開設や若手芸術家が滞在して活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスに取り組みます。
- ・ アクロス福岡において、プロの音楽家を目指すこどもたちを対象としたセミナーの開催や、セミナー卒業生を対象とした演奏機会の提供等、長期にわたって若手芸術家を育成する取組を進めます。
- ・ 公共文化施設や市町村職員を対象とした研修会を開催し、文化芸術における多様性や人権の知識等を学ぶとともに、公共文化施設同士が連携して文化事業を実施できるネットワークを構築します。
- ・ 院内学級、児童養護施設、特別支援学校等へ芸術家を派遣し、児童が様々な芸術や伝統芸能等に触れる機会を提供します。
- ・ 福岡県高等学校芸術・文化連盟及び福岡県中学校文化連盟が開催する福岡県高等学校総合文化祭や福岡県中学校総合文化祭等を支援し、学校の文化部活動の活性化を図ります。
- ・ 世界遺産学習の機会として、小学生を対象とした「キッズアカデミー」や「エリア間交流ツアー」、校外学習の誘致を継続し、次代を担うこどもたちが本県の遺産の価値を学び、その歴史や文化を未来へ受け継いでいくための取組みを推進します。
- ・ 「九州国立博物館」において、青少年が日本と交流のあった国々の文化や歴史を体験できる機会や古代の暮らしや技術を体験できる機会を提供します。
- ・ 「九州国立博物館」において、文化財のレプリカ等に直接触れる体験ができる展示会を実施し、文化芸術に関する教育の充実を図ります。
- ・ 「九州国立博物館」において、障がいのある人や外国人、小さなこども連れの家族等、多様な人々が利用しやすいよう、音声や動画によるガイド、外国語による表記、あんし

んルームの設置等環境整備を推進します。

- ・ 地域や関係機関・団体との連携を強化し、こどもたちが多様な文化芸術に触れられる機会の提供を推進します。
- ・ 学校部活動や地域クラブ活動の適正な運営、部活動指導員等を活用した指導体制づくり等により、生徒が将来にわたって継続して文化・芸術活動に親しむことができる環境の構築を図ります。

（３）障がいのある人の文化芸術活動の推進

- ・ 「九州国立博物館」において、手話通訳付き講座・ミュージアムトークや視覚障がい者を対象とした対話型鑑賞会を実施する等、障がいに応じた観覧の機会を提供します。
- ・ 市町村と連携し、ふくおか県障がい児者美術展の開催をはじめとした障がいのある人の創作活動・発表機会の拡大を図ります。
- ・ 障がいのある人の文化芸術活動に関する相談支援や、人材育成を目的としたセミナーの開催、関係者のネットワークの構築等、創作活動を支える体制づくりを推進します。
- ・ 障がいのある人が創作した作品をレンタル・販売し、収入向上や社会参加につなげる「まごころアートFUKUOKA GALLERY事業」の周知広報を図るとともに、産学官連携による商品開発等を実施し、更なる普及促進を図ります。
- ・ 障がいのある人たちのアート活動を紹介する展覧会や声を上げて体を動かして楽しむクラシックコンサートを開催する等、障がいのある人や多様な背景を持つ人の芸術活動の発表の機会や鑑賞の機会を提供します。

（４）文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信

- ・ 新県立美術館の整備や大濠公園能楽堂のカフェ設置により、人々が集い、ゆったりとくつろげ、楽しむことのできる空間を提供し、大濠公園エリアに新たな賑わいを創出します。
- ・ 県の伝統工芸品を展示するアクロス福岡の「匠ギャラリー」において、伝統工芸に関する情報発信を強化し、県内各地域の伝統工芸品を紹介・販売する展示会や製作の実演、体験会等、県民が伝統工芸に接する機会を提供するとともに、担い手の活動を支援します。
- ・ 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」、「『神宿る島』宗像・沖ノ島関連遺産群」のパネル展やバスツアーなどのイベント、ウェブサイトや SNS を通じ、世界遺産の価値等を国内外に発信し、来訪促進に取り組みます。
- ・ 県内各地域の文化財を保存・活用していくため、地域との積極的な連携による、地域主体の文化財保護を推進します。
- ・ 最新のデジタル技術や機器を導入し、地域の文化財の価値や魅力を高め、文化財の多面的な活用に取り組みます。

3. 数值目標

数值目標	現状値	目標値 (R 1 3年度)

19 スポーツの力によるウェルビーイングの向上

1. 基本的な方向性

- ①県民が日常生活の中でスポーツを楽しみ、心身の健康増進や生活の質の向上につなげることができる環境を整えます。
- ②あわせて、スポーツを通じた交流、感動、地域活動への参加を促し、指導者や地域スポーツを支える人材を育成することで、スポーツの力で地域を元気にし、県民一人ひとりが生きがいや幸せを実感できる社会を実現します。

2. 主要な取組

(1) スポーツ活動の推進

- ・ 県民スポーツ大会と障がい者や高齢者向けの大会等を統合した「スポーツフェスタ」の開催等により、年齢・性別・障がいの有無に関わらず、広く県民に対してスポーツの参加機会を提供します。
- ・ 地域スポーツの振興・部活動の地域展開に向け、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の活動を支援するとともに、専門指導者の育成および部活動指導員の派遣・活用により指導体制を確保します。
- ・ スポーツの多様化に向けて、アーバンスポーツの体験会や活動場所の周知などの普及促進を図るほか、国の動向を注視しながらeスポーツの活用について継続的に検討していきます。
- ・ 体育・保健体育科授業の充実と「1校1取組」運動を推進します。
- ・ 健康づくりのために実施される市町村の運動教室等の取組を支援します。

(2) スポーツを推進する人材の育成

- ・ オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模スポーツ大会での活躍が期待される、本県ゆかりのトップアスリートに対し、国内外で十分な強化活動ができるよう支援します。
- ・ 福岡県タレント発掘事業への参加者を拡大し、より多くの対象者の中から高い競技適性を有する人材の発掘を行います。また、そのノウハウを競技団体と共有することにより、競技適性に応じた人材の発掘システムを構築し、競技力の向上に取り組みます。
- ・ 福岡県パラスポーツタレント発掘・育成事業（F-STAR）により、高い競技適性を有する人材の発掘に取り組むとともに、中央競技団体と連携したトップアスリート育成システムを構築し、その成果を県内に普及させます。（再掲）
- ・ 福岡国際ナショナルトレーニングセンター（福岡ITC）を整備し、国内外のアスリートが切磋琢磨する競技力強化拠点として位置づけ、県内アスリートを計画的・効果的に育成します。

- ・ 関係機関・団体と連携し一貫した指導システムの構築を推進し、ジュニアや大学・社会人の各年代、女性アスリートの育成強化に取り組みます。
- ・ 地域スポーツの振興・部活動の地域展開に向け、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の活動を支援するとともに、専門指導者の育成および部活動指導員の派遣・活用により指導体制を確保します。(再掲)
- ・ スポーツ指導者に対して、最新のスポーツ医・科学、指導法に関する研修に加え、スポーツ・インテグリティに関する研修を行います。
- ・ スポーツを通じた国際交流を通して、競技力の向上、多様性の理解等につながる人材育成に取り組みます。
- ・ アスリートのキャリア形成を支援するとともに、地域クラブへ指導者等を派遣するなど活躍の場の創出に取り組みます。

(3) スポーツを推進する環境づくり

- ・ 運動部活動における適切な運営、部活動指導員等の活用により、それぞれの種目特有の楽しさを味わうとともに、将来にわたって継続して運動やスポーツに親しむことができる環境の構築を図ります。
- ・ 部活動の地域展開を円滑に進めるため、市町村の「部活動改革協議会」の設置支援、地域クラブ活動の運営体制整備、指導者確保に関する実証事業に取り組むとともに、指導者の人材バンクやクラブ等の情報を一元化した「福岡県スポーツ・文化活動ポータルサイト」を運用します。
- ・ 地域スポーツの振興・部活動の地域展開に向け、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の活動を支援するとともに、専門指導者の育成および部活動指導員の派遣・活用により指導体制を確保します。(再掲)
- ・ 福岡 ITC において、多様な競技におけるパフォーマンス向上などを図るため、県営スポーツ施設、市町村、高校・大学、企業等との連携体制を構築します。
- ・ 誰もが快適にスポーツを実施したり、観戦したりできるよう、多言語対応をはじめユニバーサルデザインへの対応や機能向上のための設備・施設の整備を推進します。
- ・ 公立学校体育施設・県有施設において、障がいの有無に関わらず気軽にスポーツ活動ができるインクルーシブな施設整備を推進し、人々がスポーツに親しむ機会の提供やスポーツによる交流を通じた地域社会への貢献を図ります。
- ・ 誰もが気軽に多様なスポーツ活動を行うことができるよう都市公園の施設整備を推進します。
- ・ 「ふくおかスポネット」「FUKUOKA SPORTS」を通じて、県内のスポーツ選手・チームの紹介や試合動画等を配信し、県民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」「集う」「つながる」ための情報を発信します。

(4) スポーツを通じた地域と経済の活性化

- ・ 官民連携によるスポーツ大会やイベントの誘致・開催を通じて、スポーツツーリズムを推進するとともに、企業と連携したスポーツ関連ビジネスの創出を図ります。また、それらの機会を捉えて、福岡の観光、食、伝統工芸といった地域資源を国内外へ積極的に発信し、スポーツを通じた本県の魅力向上と経済活性化を推進します。
- ・ チームや団体のニーズを的確に捉えた「福岡ならではの」合宿プランを提案し、積極的な誘致に取り組みます。また、本県で開催される国際大会や強化合宿の機会を活かし、海外選手と県民との交流を促進することで、スポーツを通じた国際的なつながりを深めます。
- ・ 誘致したスポーツ大会等が地域に根付き、自立的に発展していけるよう、地元関係者の主体的な関与を促し、持続可能な運営体制の構築に取り組みます。

(5) スポーツを通じた社会課題の解決

- ・ 県民スポーツ大会と障がい者や高齢者向けの大会等を統合した「スポーツフェスタ」の開催等により、年齢・性別・障がいの有無に関わらず、広く県民に対してスポーツの参加機会を提供します。(再掲)
- ・ 公立学校体育施設・県有施設において、障がいの有無に関わらず気軽にスポーツ活動ができるインクルーシブな施設整備を推進し、人々がスポーツに親しむ機会の提供やスポーツによる交流を通じた地域社会への貢献を図ります。(再掲)
- ・ スポーツ団体と連携し、障がい者スポーツの普及を通じて「心のバリアフリー」に対する県民の理解を促進します。また、個々の体力や身体能力に応じて楽しめるニュースポーツや障がい者スポーツに関する情報発信、体験会、大会等を積極的に実施し、誰もがスポーツに親しめる環境づくりと理解の向上を図ります。
- ・ 本県が開催する大規模スポーツ大会等において、インクルーシブな大会の企画や、フードロス対策の実践等環境に配慮した大会運営を目指します。
- ・ 県民の健康づくりを支援する「ふくおか健康ポイントアプリ」等の活用による日常生活における歩数増加、運動習慣の定着に取り組みます。

3. 数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R13年度)

20 安全で安心して暮らせる地域づくり

1. 基本的な方向性

- ① ニセ電話詐欺対策、暴力団及び匿名・流動型犯罪グループ対策、飲酒運転撲滅対策、性暴力への的確な対処等、県民の安全・安心を脅かす諸課題への対策を強力に推進します。
- ② あわせて、交通安全や地域での見守り等を進め、安全で安心して暮らせる地域環境を実現します。

2. 主要な取組

(1) 県民の安全・安心を脅かす諸課題への対策

① ニセ電話詐欺対策の推進

- ・ 全国警察との捜査連携を強化するとともに、だまされた振り作戦や預貯金口座等を違法に取引する犯罪インフラ事業者の摘発等の先制的な取締りを推進します。
- ・ 犯人グループが利用する国際電話や SNS の遮断措置、金融機関・コンビニ等が加入するニセ電話気づかせ隊と連携した水際対策、自治体等と連携した幅広い世代に届く広報啓発等、被害の未然防止対策を推進します。

② 暴力団・及び匿名・流動型犯罪グループ対策の推進

- ・ 暴力団が関係する各種犯罪の徹底検挙、県民・事業者等の保護対策、自治体・各種業界・地域住民等と連携した暴力団排除活動を三本柱とする対策を推進します。
- ・ 匿名・流動型犯罪グループを弱体化させ、壊滅に追い込むため、闇バイト等を利用した違法なビジネスモデルの解体に向けて、戦略的な取締りや犯罪収益の剥奪等を推進します。

③ 飲酒運転撲滅対策の推進

- ・ 飲酒運転の実態に即した効果的な取締りを推進します。
- ・ 若年層をはじめ、あらゆる世代に対して飲酒運転の危険性、悪質性等を実感させる参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。
- ・ 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という県民の飲酒運転撲滅意識の定着を図るため、県、市町村、警察、関係機関等と連携し、飲酒運転撲滅の日（毎月25日）や飲酒運転撲滅週間（8月25日から31日）を中心に広報啓発活動等を展開します。
- ・ 飲酒運転を見掛けた際の110番通報義務、事業者の責務等についての周知を図るとともに、飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店の登録の拡大等、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づく取組を着実に推進します。
- ・ 四季の交通安全県民運動等を通じて、自転車による飲酒運転も犯罪であり、その罰則は車の飲酒運転と同じであることの理解促進を図ります。

- ・ 飲酒運転違反者に対する適正飲酒指導等により再犯防止を促進します。

④ 性暴力への的確な対応

- ・ 性犯罪被害者の迅速な検挙や指導・警告措置に加え、地域・学校・事業者等と協力し、性犯罪等から身を守るための教育や自主防犯行動を促す広報啓発等を推進します。
- ・ ストーカー・DV被害者等の安全確保を最優先に、被害者等の保護と加害者の検挙を徹底したほか、関係機関・団体と連携し、重大事件の未然防止対策を推進します。
- ・ 性暴力根絶条例に基づき、性暴力対策アドバイザーの派遣等による性暴力根絶及び被害者支援に関する教育・啓発、被害者支援の充実・強化並びに性暴力加害者の再犯防止対策を推進します。
- ・ 性暴力となる行為の考え方や具体例、性暴力の防止等に関する具体的な取組を示した「性暴力根絶に向けた対応指針」の周知により、性暴力根絶に係る県民意識の定着を推進します。
- ・ 被害者が安心して相談でき、必要な支援を迅速に受け取ることができるよう、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において、24時間・365日電話相談に応じ、さらに、面接相談、医療面のケア、警察等への付添支援等、被害直後からの総合的な被害者支援を展開します。

⑤ サイバー空間の脅威への的確な対応

- ・ フィッシングによる情報窃取を始めとしたサイバー空間の脅威に関する情報を収集・分析するとともに、関係機関・団体と連携し、被害の未然・拡大防止対策を推進します。
- ・ 高度な情報技術を悪用したサイバー攻撃やインターネット空間を悪用した犯罪への対応能力の向上を図るとともに、迅速かつ的確な捜査を推進します。

⑥ 重要凶悪事件の徹底検挙

- ・ 殺人や強盗事件等が発生した場合は、最大限の警察官を投入して初動捜査を徹底する等、迅速に犯人を検挙し、県民の不安感の解消に向けた取組を推進します。
- ・ タイムリーな広報等により、被害の拡大を防止するとともに、被害者等の視点に立った支援活動や被害者などの心情に配慮した捜査を推進します。

⑦ テロ等の脅威への的確な対応

- ・ 各種施設・行事における警戒警備や関係機関・事業者等への助言・指導等を通じた官民連携によるテロの未然防止対策を推進します。
- ・ テロが発生した場合に備え、部隊の対応能力の向上や関係機関等と連携した迅速な事態対応及び被害の拡大防止等に向けた取組を推進します。

⑧ 薬物乱用防止対策の推進

- ・ 薬物の供給の遮断に加え、需要の根絶が必要であり、関係機関と連携した取締りや

広報啓発を行い、取締りと抑止の両面の対策を推進します。

- ・ 覚醒剤・大麻等の薬物乱用を根絶するため、関係機関と連携して広報啓発や再乱用防止対策を推進します。

(2) 安全で安心して暮らせる地域環境の実現

① 県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

- ・ パトロールや情報発信等による地域住民の安全と安心の確保に取り組みます。
- ・ 被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効である防犯カメラについて、市町村、学校、警察、企業、その他団体等と協働した設置・運用等、犯罪抑止に向けた防犯環境整備を推進します。
- ・ 警察職員の語学研修等を通じた通訳体制の拡充、外国人に対する多言語による広報啓発活動の積極的な推進等により、在留外国人の安全確保に向けた総合対策を推進します。
- ・ 多様化する治安課題に的確に対処するため、装備資機材の充実、科学技術の活用、DXの推進等により、事件・事故への対応の迅速化・効率化及び捜査活動の合理化・効率化・高度化を実現します。
- ・ 犯罪の起きにくい地域づくりを推進するため、防犯の専門家による研修会の実施や、県民による「ながら防犯」をはじめとした自主防犯活動等を促進します。

② 犯罪被害者等支援対策の推進

- ・ 犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」の効果的運用及び各種公費支出制度の適切な運用等により、犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減するとともに、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」等において、被害直後からの総合的な被害者支援を実施します。
- ・ 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」等において、電話相談から面談・カウンセリング、病院、裁判所等への付添いまで総合的な被害者支援に取り組みます。

③ 交通安全対策の推進

- ・ 重大事故に直結するおそれの高い交通違反に重点指向した交通指導取締り、自転車等の交通ルール遵守の徹底に向けた対策のほか、全ての年齢層に応じた交通安全教育や道路交通環境の整備等を推進します。
- ・ 交通事故総合システムにより、緻密な交通事故分析を実施し、分析結果を各種交通事故対策に活用するとともに、自治体、関係機関等へ情報を発信します。
- ・ 県、市町村、警察、関係機関等が連携し、四季の交通安全県民運動や、歩行者の安全を確保するための「横断歩道マナーアップ運動」等を展開します。
- ・ 高齢者が関係する交通事故を防止するため、高齢運転者に対しては、安全に運転を継続するための広報啓発活動を推進するとともに、運転に不安がある方等の運転免

許の自主返納を促進し、高齢歩行者に対しては、反射材の着用促進等の広報啓発活動を推進します。

- ・ 自転車の安全で適正な利用を促進するため、青切符の導入を踏まえた自転車利用者に対するルール・マナーの広報啓発活動や自転車乗車用ヘルメットの着用率向上に向けた取組を推進するとともに、自転車損害賠償保険等の加入徹底を図ります。
- ・ 自転車の安全で快適な利用環境を創出するため、自転車道や路肩のカラー舗装、路面標示等の整備を推進します。
- ・ 交通事故の被害者になりやすい子どもと高齢者の安全な通行を確保するため、交通事故の危険性の高い箇所や通学路等においては、関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な交通事故抑止対策を推進します。

④治安を確保するための基盤の充実・強化

- ・ モバイル端末や無線通信技術の導入等によってDXを推進するとともに、生成AI、ウェアラブルカメラ等の先端技術の活用によって、警察活動の更なる合理化・高度化を推進します。
- ・ 誰もが働きやすい魅力ある職場環境の整備や採用の間口拡大等により、多様で有為な人材を確保するとともに、次代を担う警察職員の育成を推進します。

(3) 暮らし・食品の安全の推進

① 消費生活の安全・安心の確保

- ・ 県域全体の消費生活相談機能の充実を図るとともに、消費者教育・啓発の推進や悪質事業者に対する指導の強化により、消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組みます。
- ・ 貸金業者への立入検査を実施することで、貸金業務の適正な運営確保と資金需要者の利益保護を図ります。
- ・ 消費生活センター等関係機関との緊密な連携による悪質商法・ヤミ金融事犯等の取締りを強化するとともに、それらの犯罪に利用された口座情報について金融機関への情報提供を推進します。

② 食品、生活衛生の安全・安心の確保

- ・ 生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保
- ・ 食品供給行程の各段階における監視・指導・検査を強化し、衛生レベルの向上を図るとともに、食品に起因する健康被害の未然防止、発生時の拡大防止を図ります。
- ・ 「食品表示法」に基づく原産地表示等食品表示の適正化に向け、食品関連事業者に対する指導・啓発を行います。
- ・ 食品の安全性の一層の向上を図るため、製造・加工段階におけるHACCP※に沿った衛生管理の定着を促進します。
- ・ 店舗、インターネットで流通している健康食品等の検査を行い、違反品を流通から排除するとともに、県民への注意喚起を行い、健康被害の未然防止を図ります。

- ・生活衛生関係施設の衛生水準の確保及び向上を図るため立入り検査等による監視・指導を徹底します。
- ・民泊については、衛生水準の確保と周辺地域の生活環境への悪影響の防止のため、関係機関と連携して不適切な営業に対する是正・改善指導を行います。

※ Hazard Analysis and Critical Control Point (危害要因分析重要管理点) の略。原材料の受け入れから最終製品の完成までの各工程で、微生物による汚染等の危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視・記録するシステム。

③ 産業保安の確保

- ・高圧ガス、火薬、採石を扱う事業者への検査・監視・指導を強化することにより、産業保安の確保を図り、事故の撲滅を目指します。

3. 数値目標

数値目標	現状値	目標値 (R13年度)